

Cultural Heritage and Copyright

奈良文化財研究所研究報告 第34冊



Cultural Heritage and Copyright

独立行政法人 国立文化射機構 奈良文化財研究所

Nara National Research Institute for Cultural Properties

目 次

1	文化財をめぐる著作権の問題に対応していくために ――――――	高田 袖	右一	5
2	発掘調査報告書のインターネット公開に向けた権利処理	数藤 矛	推彦	9
3	文化財コンテンツと著作権に関するQ&A ———— 高田 祐一/	/数藤 శ	雀彦	18
4	拓本に著作権はあるか	道谷	卓	25
5	文化財関係刊行物のデジタル公開の意見交換会開催記録 野口 舞/国武 貞克/高田 祐一/数藤 雅彦	/野口	淳	31
	 趣旨説明 野口舞(東京都) 報告書電子公開の動き 国武貞克(奈良文化財研究所) 全国遺跡報告総覧の取り組み 高田 祐一(奈良文化財研究所) 報告書に関する著作権について 数藤 雅彦(五常総合法律事務所) 東京都内における各区市の文化財報告書の状況 調査会、調査団の著作権処理 登録実務と民間調査組織 文化財業務と著作権に関するQ&A 			
参	考資料			
発	掘調査に関する協定書の著作権・電子データに関する部分の抜粋			62
[埋	蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 2017 里蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について 2』(報告)の 作権関係部分の抜粋			64

凡例

- 1 奈良文化財研究所は2015年度から全国遺跡報告総覧に関わるシンポジウムや説明会を開催している。また文化財担当者研修「遺跡情報記録課程」「報告書公開活用課程」「報告書デジタル作成課程」を開講している。 [3] のQ&A は、それらの研修等で寄せられた著作権に関する質問をもとに作成した。
- 2 [2] の数藤論考は、『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』奈良文化財研究所研究報告第21冊、 2019所収の論文を再構成・加筆したものである。
- 3 [5] の意見交換会の開催記録については、数藤雅彦が監修した(文責は各発言者)。
- 4 本書の編集は高田祐一が行い、村上蛍が補佐した。

免責事項

本書を用いた運用は、かならず自身の責任と判断によることとされたい。これらの情報の運用の結果について、奈良文化財研究所はいかなる責任も負わない。

文化財をめぐる著作権の問題に 対応していくために

高田 祐一 (奈良文化財研究所)

Copyright Issues Related to Cultural Heritage

Takata Yuichi

(Nara National Research Institute for Cultural Properties)

著作権/Copyright 法律/law 文化財/Cultural heritage 訴訟/litigation 実務/Practice

1. 本研究報告の目的

本研究報告は、文化財関係業務において、実務上直面する知的財産権に関する問題、特に著作権についての基本的な考え方を整理したものである。著作権をめぐる社会的な議論としては、まずは商業出版を念頭になされる場合が多い。近年は、絶版本などへの対応が議論されている。他方、文化財業界においては、報告書等の刊行物は、非商業出版であり数百部程度の印刷数である。そして、刊行物は文化財同様に未来に継承していくパブリックな存在である。埋蔵文化財調査の財源には公費が投下され、学術調査であっても科学研究費などの資金は公費である。維持管理も公費で賄われる。刊行物の内容となる調査の対象物は著作権が消滅している場合が多い。しかしながら、調査成果には、著作権が発生し、法人あるいは個人が権利を有する。そのためか、権利を有する/有しないものへの混同が関係者の対応においてみられる。また極度に著作権を恐れるあまり一律にシャットアウトしてしまうケースもある。著作権法の目的は、「文化の発展に寄与すること」(著作権法第1条)である。著作権を理由に、調査成果の円滑な流通が阻害されることは、法の趣旨に反し本末転倒となる。文化財本体の未来への継承にも影響するだろう。

よって、本研究報告では文化財にかかわる著作権について理解を深め、基本的な考えを整理し、 現場レベルの実務への参考となるよう企図したものである。ただし全ての課題にフォローできて いるわけではない。今後も関係者で継続して深めていくテーマであることをご了承願いたい。

2. 近年の文化財に関する著作権をめぐる問題

2.1 文化財に関する著作権をテーマにした書籍

文化財に関する著作権を中心テーマに据えた書籍は、管見の限り少ないが、2014年の『人文学と著作権問題 - 研究・教育のためのコンプライアンス』 $^{1)}$ は人文系関係者であれば、一読した方が良い。他に『権利処理と法の実務』 $^{2)}$ も参考になる。ただ埋蔵文化財行政や歴史系博物館での現場担当者レベルでの特有の悩みについては、これまでの書籍ではフォローできていない。

2.2 近年の著作権をめぐる問題の動向

平等院鳳凰堂の写真を玩具会社がジグソーパズルとして商品化し、無断で販売したとして平等院が玩具会社に販売停止を求める訴訟が和解したという報道が2020年10月にあった³⁾。玩具会社がパズルを廃棄し、その廃棄費用を平等院が負担するという。個人的には文化財の管理機関において、歴史的なものを来館者が撮影することに制限する難しさを感じる。また、2017年から2020年にかけ、日本将棋連盟と棋譜利用について、利用者とコンフリクトがあった⁴⁾。一般的に棋譜は、著作権はないとされるが、将棋連盟は、棋譜利用を事前申請制とした⁵⁾。しかし、将棋Youtuberが事前に利用申請しても回答がないことや一律不許可となったため、代理人弁護士が公開質問状を送付し、将棋連盟から回答がない場合は、差止請求権不存在確認訴訟及び債務不存在確認訴訟の提起を検討するとした⁶⁾。将棋連盟からの回答は、棋譜の優先掲載に関する契約を結んでおり、対局内容は営業上の利益であって、法的に保護される利益とする⁷⁾。

仮に、著作権がなく、営業上の利益がない場合においては、何を根拠にとある行為を差し止めることができるのか。文化財業界においてもよく研究し検討していく必要がある。制限に関する指摘は、仲林篤史や石井淳平らの論争がある⁸⁾。

2.3 近年の博物館・文化財をめぐる問題の傾向

SNSでは不定期ながら博物館内や現地説明会での撮影可否の議論が沸き起こる。市民としては、個人の記録、記念など様々な目的で撮影したい。もし管理機関が行為を制限する場合、合理的理由があれば納得できるものの、そうではない場合に不満を募らせることがある。残念ながら文化財を管理する側のこれまでの慣行や事情が先に立ち、法的根拠や社会的な感覚と乖離しているケースもあるかもしれない。このあたりは、次の刊行物に詳しい。

『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online 予稿集 # 5 考古学・文化財資料 とデータの公開・利用を考える』15号、考古形態測定学研究会、2020年

(https://sitereports.nabunken.go.jp/88607)

3. 今後どう対応していくか

3.1 新たなテクノロジーに対応する

社会は常に変化しているので、それに合わせて文化財業界も真の目的を実現するためにも各種バージョンアップが常に必要である。その変化の要因としては、新たなテクノロジーと公開の媒体としての個人 SNS の登場がある。1990 年代にインターネットが一般家庭に普及し始め、2000年代からはデジカメの普及・個人 Web サイトやブログを通じた個人の情報発信、2010年代からはスマホの普及とカメラの高性能化・SNS の普及、2020年代はコロナ禍もあってデジタルによるコミュニケーションが加速し、LiDAR をはじめ3D 関係技術も急速に普及しつつある。社会や技術の変化に対応していくことで、文化財に関心のある人を増やし、文化財保護により活かすことができる。制度や業務のあり方も新技術に対応していく必要がある。

3.2 著作権への理解を深めて武器にする

著者は、小中高・大学では著作権教育をうけた記憶がない。学芸員課程の際にカリキュラムにあったかもしれないが記憶にない。ただしフィルムカメラの時代であったし、SNSはmixiであった。受講していたとしても、おそらく実務的には今のデジタル時代には対応できない内容だっただろう。まず著者自身を含めた関係者に基礎的なリカレント教育と考え方の整理が必要である。そして、文化財を未来に継承するために、どうしたらよいか。著作権を面倒なものと考えるのではなく、理解を深めれば、自分たちの業務をよりよくしていくことや、社会の要請や期待に応えていくことができると考える。参考に課題の俯瞰図を掲載する(図1)。

- 1) 漢字文献情報処理研究会編『人文学と著作権問題: 研究・教育のためのコンプライアンス』、2014年
- 2) 福井健策監修、数藤雅彦責任編集『権利処理と法の実務』(デジタルアーカイブ・ベーシックス 1)、2019年
- 3) 京都新聞「平等院鳳凰堂を無断撮影してジグソーパズルに 在庫廃棄などで平等院と玩具会社和解 京都地 裁」2020年10月12日 19時03分 https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/379463 2022年 3 月14日確認
- 4) 「将棋実況YouTuber に朝日新聞「権利侵害なので中止を」、何の権利侵害なのか?」弁護士ドットコムニュース、2017年6月22日 https://www.bengo4.com/c_1015/c_17/c_1263/n_6263/ 2022年3月14日確認
- 5)「棋譜利用に関するお願い」日本将棋連盟、2019年9月13日 https://www.shogi.or.jp/news/2019/09/post 1824.html 2022年3月14日確認
- 6) twitterたややん@水匠(COM将棋)@tayayan_ts、質問状を公益社団法人日本将棋連盟に送付、2020年3月3日 https://twitter.com/tayayan_ts/status/1234764327917244418?s=19 2022年3月14日確認
- 7)「棋譜利用に関する公開質問状への回答」日本将棋連盟、2020年4月17日 https://www.shogi.or.jp/news/2020/04/post_1908.html 2022年3月14日確認
- 8) 石井淳平「博物館職員が文化財情報の利用を制限する前に考えておくべきリスク」 仲林篤史「公有財産の 視点から」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロンonline予稿集 # 5 』 考古形態学研究会、 2020年

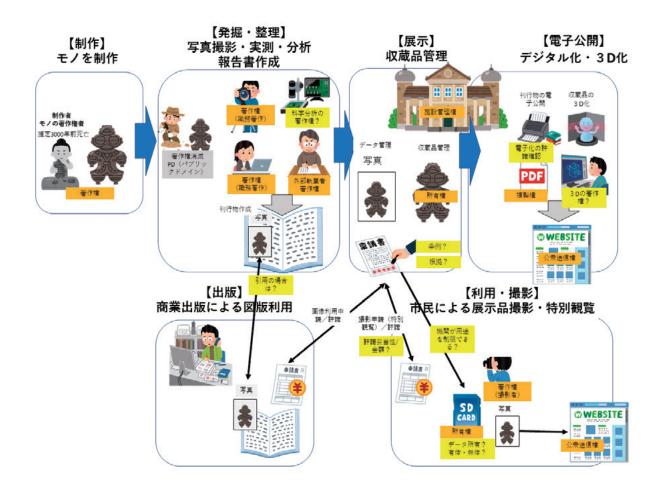


図1 文化財関係業務と著作権の俯瞰図

発掘調査報告書のインターネット公開 に向けた権利処理

数藤 雅彦 (弁護士、五常総合法律事務所)

How to Clear the Rights of Archaeological Site Reports in Preparation for Online Publishing

Sudo Masahiko

(Gojo Partners)

著作権/Copyright

1. はじめに

奈良文化財研究所が運営するウェブサイト「全国遺跡報告総覧」¹⁾(以下「本件ウェブサイト」という)では、全国の地方公共団体(以下「自治体」という)等が発行した発掘調査報告書が電子化され、公開されている。

このように、発掘調査報告書をデジタル化してインターネットで公開するためには、著作権等の権利処理が必要となる。文化財だから、自治体等の公的団体だから、公益に資する活動だからといって、それだけで直ちに権利処理が不要になるわけではない。

そこで本稿では、まず 2 章で著作権の権利処理について解説し、 3 章でその他の権利の注意点について解説する。なお本稿は、筆者が2019年に公表した論文 $^{2)}$ を再構成し、情報をアップデートしたものである。

2. 著作権の権利処理

(1) 総説

発掘調査報告書が、著作権法の定める「著作物」に該当すれば、著作権が発生し、権利処理が 必要となる。 著作物をデジタル化して、インターネット上にアップロードする行為は、著作権者が持つ複製権 (著作権法21条) や、公衆送信権 (著作権法23条1項) に抵触し得る。そして、著作権法には、自治体や文化財の研究機関が、権利者の許諾なく、報告書の全文をそのまま読めるような形でアップロードすることを認める規定 (権利制限規定) は見当たらない³⁾。

そのため、発掘調査報告書が「著作物」にあたる場合は、原則として著作権者から利用許諾を 得る(著作権法63条1項・2項)か、または著作権の譲渡を受けることが必要になる。

以下では、まず(2)で発掘調査報告書が「著作物」にあたるかを解説する。次に(3)で著作物の保護期間が満了して著作権が消滅していないかを解説する。続いて(4)でインターネットでの公開にあたり誰から許諾を得ればよいかを解説する。最後に(5)で著作権者と連絡が取れない場合の裁定制度について解説する。

(2) 発掘調査報告書は「著作物」か

まず前提として、発掘調査報告書は「著作物」か。発掘調査報告書は、埋蔵文化財の発掘調査の内容と結果について、ある程度客観的、定型的に書いたものであるが、このような文書も著作権法の定める「著作物」にあたるか。

ア 著作物の定義

「著作物」の定義は、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」である(著作権法2条1項1号)。すなわち、著作物に該当するためには、「創作的」な表現であることが必要となる。

ここで「創作的」とは、高度な独創性までは必要とされず、作者の何らかの個性が現れていれば足りる $^{4)}$ 。例えば、児童が描いた絵でも創作性があるとされる。他方で、誰が行ってもほぼ同様の表現となる場合(ありふれた表現)には、創作性は認められない $^{5)}$ 。

発掘調査報告書は、埋蔵文化財の発掘調査について解説した本文(文章)と、発掘調査の様子 を撮影した写真等から成るため、それぞれが著作物にあたるか検討する。

イ 本文(文章)の著作物性

まず本文についてみると、調査の経過、方法や成果等の表現方法において執筆者の創意工夫が 凝らされ、何らかの個性が現れていることが通常であり、ありふれた表現とは言えない。そのた め、通常は本文には創作性が認められ、著作物に該当する。

ウ 写真の著作物性

次に写真についてみると、通常は、構図やカメラアングル等において撮影者の個性が発揮される。しかし、例えば出土した土器を正面から撮ったときのように、被写体を正確に紹介するために撮影するような場合には、誰が撮ってもほぼ同様の表現(ありふれた表現)になることも考えら

れる。

それでは、裁判所はどのような場合に著作物性を認めているのか。以下では、平面的な作品の 撮影と、立体物の撮影に分けて検討する。

(ア) 平面的な作品 (壁画等) を撮影した場合

まず、壁画のような平面的な作品を撮影する場合はどうか。裁判所は、版画を説明するための写真の著作物性が争われた事案において、「原作品がどのようなものかを紹介するための写真において、撮影対象が平面的な作品である場合には、正面から撮影する以外に撮影位置を選択する余地がない上」、当該事案における「技術的な配慮も、原画をできるだけ忠実に再現するためにされるものであって、独自に何かを付け加えるものではない」ことを理由に、そのような写真には著作物性が認められないとした 6 。

そのため、発掘された壁画等の平面的な作品を正面から撮影し、原画を忠実に再現するための 技術的配慮しか加えない場合には、当該写真は著作物にならないと考えられる。

(イ) 立体物(土器等)を撮影した場合

次に、発掘調査によって発掘された土器等の立体物を撮影した場合はどうか。裁判所は、立体 物を撮影した写真については、著作物性を認める傾向にある。

たとえば、商品を並べて撮影した写真 (下記 (図 1)の各写真)の著作物性が争われた事件 ⁷⁾(以下「スメルゲット写真事件」という)では、「被写体の組合せ・配置、構図・カメラアングル、光線・陰影、背景等にそれなりの独自性が表れているのであるから、創作性の存在を肯定することができ、著作物性はある」と判断しつつ、「その創作性の程度は極めて低いものであって、著作物性を肯定し得る限界事例に近いものといわざるを得ない」と述べた。



(図1)スメルゲット写真事件で著作物性が認められた写真⁸⁾



また、IKEA の商品写真の著作物性が争われた事件 ⁹⁾(以下「IKEA 商品写真事件」という)では、下記 (図 2) の各写真について、「同種製品を色が虹を想起せしめるグラデーションとなるように整然と並べるなどの工夫が凝らされている」として著作物性を認め、(図 3) の各写真についても、「マット等をほぼ真上から撮影したもので、生地の質感が看取できるよう撮影方法に工夫が凝らされている」として著作物性を認めた。特に (図 3) の写真は、立体物とは言えほとんど平面的

な商品であるマットを真上から撮影したものであるが、このような商品写真も著作物と認められている $^{10)}$ 。

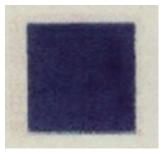
(図2) IKEA商品写真事件で著作物性が認められた写真





(図3) IKEA商品写真事件で著作物性が認められた写真





そして、他の裁判例でも概ね同様に、立体物を撮った写真を著作物と認める傾向にある¹¹⁾。このような裁判例の傾向をふまえると、土器等の立体物を並べて正面から撮影した写真も、基本的には著作物に該当すると考えられる。

エ 実務における考え方

以上の検討をふまえると、実務上は、発掘調査報告書の本文も写真も、原則として著作物に該当するものとして取り扱うことが妥当である(例外的に、壁画を忠実に再現するために正面から撮ったような写真などには、著作権が発生しないものもあると思われるが、実際には、報告書なしにその写真だけを公開することは考えにくい)。

(3) 著作物の保護期間が満了していないか

発掘調査報告書が著作物に該当するとしても、例えば昔の報告書の場合には、著作物の保護期間が満了して、すでに著作権が消滅していることも考えられる。著作権が消滅していれば、著作権者の許諾なく、インターネット公開が可能である。

それでは、発掘調査報告書の保護期間はいつ満了するのか。①団体名義の文書と、②個人名義の文書に分けて検討する。

まず、①自治体等の団体名義の文書や、受託法人名義の文書のように、「法人その他の団体が著作の名義を有する著作物」については、1967年末までに公表されたものであれば著作権が消滅している(近時の法改正の影響で計算が複雑なので、詳しい解説は注に譲る¹²⁾)。

次に、②大学教授が書いた文書のように、個人の実名で公表された著作物については、その著者が1967年末までに死去している場合に著作権が消滅している(上記と同様に、詳しい解説は注に譲る¹³⁾)。

ただし、保護期間のルールについては、上記の①②の場合のほかにも、共同著作物の場合や、 無名・変名の著作物の場合など様々な例外があり複雑なので、詳しくは注12に挙げた拙稿を参照 されたい。

(4) 誰から許諾を得ればよいか (職務著作の成否等)

発掘調査報告書の著作権が消滅していない場合、インターネット公開の許諾を誰から得ればよいのか。発掘調査報告書の著作権を誰が有しているのかを確認する。

発掘調査報告書は、通常は自治体の名義などで公表されたものが多いと思われる。そのため、 著作権法の定めるいわゆる職務著作に該当すれば、執筆者の職員個人ではなく、自治体が著作者 となり、著作権を有する。

著作権法15条1項によると、職務著作が成立するためには、①法人その他使用者(「法人等」という。自治体も含む¹⁴⁾)の発意に基づき、②法人等の業務に従事する者が、③職務上作成した著作物で、④法人等が自己の著作の名義の下で公表し、⑤作成時に契約、勤務規則その他で別段の定めがないこと、の5つの要件をすべて満たす必要がある。

以下では、執筆者が自治体職員のみの場合(ア)と、大学教授や外注業者等の外部に依頼した場合(イ)に分けて検討する。

ア 自治体職員が全て執筆・撮影した場合

発掘調査報告書は、通常は、①自治体の発意に基づき、②自治体職員が、③職務上作成し、④ その自治体名義で公表され、⑤作成時に別段の定めはないと思われる。この場合には、職務著作として(職員個人ではなく)自治体が著作者になり、著作権を有するので、インターネット公開の許諾は自治体から得ればよい。

なお、上記①から⑤の要件をすべて満たさない場合でも、就業規則等において、自治体職員の 著作の権利が自治体に移転する旨を定めている場合には、やはり自治体が著作権を有することに なる。

イ 外部の者にも執筆・撮影を依頼した場合

それでは、発掘調査報告書の中で、大学教授や外注業者等の外部の第三者に執筆や撮影を依頼 した場合はどうなるか。職務著作の上記②の要件「法人等の業務に従事する者」にあたるかが主 に問題となる。

裁判例においては、「法人等の業務に従事する者」の意義につき、「法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して」判断する傾向にある¹⁵⁾。

しかし、外部の第三者に執筆や撮影等を依頼した場合は、通常は業務態様として当該第三者に一定の裁量があることが通常と思われるため、「法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態」にないと解される場合もある。そのような場合は、上記②の要件を満たさないため、職務著作には該当せず、第三者の執筆・撮影部分の著作権は、自治体ではなく当該第三者が有することになる。

他方で、外部の研究者が発掘調査に加わっている場合でも、実質的には自治体職員が執筆した場合には、職務著作の要件を満たす場合もあるだろう。当時の資料は乏しいことも多いが、残された資料をふまえて実態を解釈する必要がある。

なお、自治体と外部の第三者との契約等により、自治体に著作権が譲渡されている場合もあり、 この場合には自治体が著作権を有することになる。著作権の譲渡は、契約書のような書面によら なくとも、電子メールや口頭でも可能であるが、書面等の証拠がない場合は確認が困難になる。

(5) 著作権者と連絡が取れない場合にはどうすればよいか

以上の検討の結果、発掘調査報告書に自治体以外の著作権者(大学教授や調査会社等)が存在するものの、その著作権が消滅しておらず、かつ著作権者と連絡がとれない場合にはどうすればよいか。このような場合には、著作権法の定める裁定制度を利用することが考えられる(著作権法67条1項・2項)。

裁定制度は、著作権者から許諾を得られない場合であっても、著作権者に連絡するための「相当な努力」等の一定の要件を満たした場合には、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料に相当する額の補償金を支払うことによって、著作物を利用できる制度である。実務的な作業については、文化庁ホームページ「裁定の手引き」¹⁶⁾に詳しい。

なお、著作権法の平成30年(2018年)改正により、国や地方公共団体、独立行政法人等は補償金を事前供託する必要がなくなり、権利者と連絡をとることが可能となったときに補償金を支払えばよいとされた(著作権法67条2項)。

裁定制度は、手続に要する時間や手数料の負担から、積極的に活用されているとは言い難いが、 著作権者と連絡がとれない場合に発掘調査報告書を公開するための最後の手段としては検討に値 する(なお2021年12月に文化庁は、簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について一定の方向性の取りまと めを行っており¹⁷⁾、今後の議論が注目される)。

(6) 小括

以上をまとめると、まず発掘調査報告書は、通常は自治体が著作権を有する著作物である。そのため、保護期間満了などの理由で著作権が消滅していないのであれば、報告書をインターネット公開する際に、著作権者である自治体から複製や公衆送信等の利用許諾(または著作権の譲渡)を受ける必要がある。ただし、大学教授や外注業者など、報告書に他に著作権者が存在する場合には、その第三者との権利処理も必要となる。権利者と連絡が取れない場合は、裁定制度の利用も検討に値する。

3. 著作権以外の権利の注意点

(1) 総説

前章では著作権の権利処理について見てきたが、著作権の他にも、肖像権、遺跡の所有者の権利、プライバシー等に留意する必要がある。以下で順に解説する。

(2) 肖像権

報告書の写真に、発掘調査中の人物が写っている場合には、その人物の肖像権を侵害しないかも検討する必要がある。肖像権は、著作権とは別の権利であるので、著作権の処理を行ったとしても、それとは別個に権利処理を行わなければならない。

それでは、どのような場合に肖像権侵害となるか。日本には、肖像権を正面から定めた法律は存在せず、裁判所の判断をふまえて検討することになる。最高裁は、①被撮影者の社会的地位、②被撮影者の活動内容、③撮影の場所、④撮影の目的、⑤撮影の態様、⑥撮影の必要性等の要素を「総合考慮」して、被写体の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超える場合に肖像権を侵害すると判断した¹⁸⁾。

この判断手法をもとに、発掘調査報告書の写真について検討すると、まず①被撮影者の社会的地位は、通常は発掘調査の関係者であり、撮影を一定程度受忍すべき立場である。②活動内容は、遺跡等の調査という公的活動である。③撮影の場所は遺跡等の公的空間であり、④撮影目的は調査を記録するためという公益目的である。⑤撮影態様も隠し撮りなどではなく平穏・公然となされたものと思われるし、⑥調査記録という撮影の必要性もある。したがって、これらの要素を総合考慮すると、肖像権侵害になる可能性は低いと考えられる。

そのため通常は、肖像権の権利処理は不要と考えられる¹⁹⁾。

(3) 遺跡の所有者との関係

インターネット公開にあたって、遺跡の所有者の了承をとる必要はあるか。遺跡の土地の所有

権と、発掘調査報告書の著作権は全く別個の権利である。そのため法的には、報告書の公開にあたり遺跡所有者の確認をとる必要はない。

(4) プライバシー

発掘調査報告書の中には、土地所有者の氏名や住所が記載されている場合がある。氏名や住所もプライバシーに係る情報として法的保護の対象になり得るところ²⁰⁾、通常は当初の発掘調査報告書の作成の際に、本人から掲載の了承が得られていたと考えられる。また、当該記載は発掘調査当時の情報であり、年月が経過している場合も多い。そのため、当該記載の公開によって新たにプライバシー侵害が生じる可能性は必ずしも高くないと思われる。

ただし、紙での限定的な配布と、インターネット公開では本人に与える影響も異なり得ることから、公開の際には、インターネットの検索エンジンにかからないようにすることや、機微性の高い部分のみ黒塗りにした上で公開する等の配慮は検討に値する。

註

- 1) https://sitereports.nabunken.go.jp/(本稿記載のURLの最終確認日は2022年1月31日)
- 2) 数藤雅彦「発掘調査報告書のウェブ公開と文化財の3D データに関する著作権の諸問題」『奈良文化財研究所研究報告第21冊 デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』91頁(奈良文化財研究所、2019年)
- 3) 例えば著作権法32条2項は、「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。」と定めている。たしかに、自治体の発掘調査報告書は同条の「報告書」に該当し得るし、インターネットが普及した現在においては、ウェブサイトへの掲載についても「刊行物に転載」の類推適用により可能とする見解もある。しかし、本件ウェブサイトでの利用は、書誌情報とともに単に報告書全文を掲載するものであり、何かの「説明の材料として」の転載とは言えない。そのため、現状の本件ウェブサイトの掲載方法を前提とすると、著作権法32条2項を適用(または類推適用)して利用許諾を不要と解することは難しい。
- 4)参照、中山信弘『著作権法〔第3版〕』66頁(有斐閣、2020年)、東京高判昭和62年2月19日(昭和61年(ネ)第833号)〔当落予想表事件〕。
- 5) 参照、知財高裁平成20年7月17日(平成20年(ネ)第10009号)[ライブドア裁判傍聴記事件]
- 6) 東京地判平成10年11月30日(昭和63年(ワ)第1372号)[版画藝術写真事件]
- 7) 知財高判平成18年3月29日(平成17年(ネ)第10094号)[スメルゲット写真事件]
- 8) 写真は撮影者のウェブサイト(http://smellget.trialmall.com/ranali-log/)より
- 9) 東京地判平成27年1月29日(平成24年(ワ)第21067号)[IKEA商品写真事件]
- 10) このような判断には、前掲の版画藝術写真事件等との整合性の観点から疑問の余地もある。参照、池村聡「現代社会における写真と著作権」コピライト2021年2月号50頁。
- 11) 大阪地判平成7年3月28日(平成4年(ワ)第1958号)〔カーテン用商品カタログ事件〕、東京地判令和元年9月18日(平成30年(ワ)第14843号)〔音楽雑貨事件〕などを参照。なお、立体物を撮影した写真の著作物性を否定した裁判例として、東京地判平成30年6月19日(平成28年(ワ)第32742号)〔久保田一竹美術館事件〕や、知財高判平成28年6月23日(平成28年(ネ)第10025号)〔メガネサロントミナガ事件〕があるが、これらの裁判例には法学研究者や法律実務家から疑問が呈されている。参照、上野達弘・前田哲男『〈ケー

- ス研究〉著作物の類似性判断 ビジュアルアート編』257頁、263頁以下(勁草書房、2021年)、池村・前掲48頁、安達陽子「知っておきたい最新著作権判決例3」パテント72巻11号28頁(2019年)。他方で、前述の久保田一竹美術館事件の結論を肯定する見解として、岡村久道『著作権法〔第5版〕』73頁(民事法研究会、2021年)、メガネサロントミナガ事件の結論を肯定する見解として、池村・前掲47頁。
- 12) 現行法では、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物については、公表後70年で著作権が消滅する(著作権法53条1項)。ただし、2018年のTPP11関連の法改正で保護期間が延長される前(2018年12月29日まで)は、公表後50年で著作権が消滅すると定められていた。当時の基準をもとにすると、1967年末までに団体名義で公表された著作物は著作権が消滅していたことになり、この消滅した著作権は、その後の法改正によっても復活しない(平成28年法律第108条附則7条1項参照)。したがって、団体名義の発掘調査報告書で、1967年末までに公表されたものは、著作権が消滅していることになる。保護期間について詳しくは、数藤雅彦・橋本阿友子「保護期間満了(パブリックドメイン)の判断基準」福井健策監修、数藤雅彦責任編集『デジタルアーカイブ・ベーシックス1 権利処理と法の実務』17頁以下、特に20頁、44頁(勉誠出版、2019年)を参照。
- 13) 現行法では、個人が単独かつ実名で創作した著作物については、著作者の死後70年で著作権が消滅する(著作権法51条2項)。ただし、注12の法改正前は、著作者の死後50年で著作権が消滅すると定められていた。そのため、注12と同様の計算により、個人が単独かつ実名で創作した著作物で、1967年末までに著作者が死去していたものは、著作権が消滅していることになる。
- 14) 加戸守行『著作権法逐条講義〔七訂新版〕』78頁(著作権情報センター、2021年)
- 15) 参照、最判平成15年4月11日(平成13年(受)第216号)[RGBアドベンチャー事件]。フリーのカメラマンが撮影した写真に関して職務著作の成立を否定した裁判例として、知財高判平成21年12月24日(平成21年(ネ)第10051号)[オートバイレース写真事件]。
- 16) http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/
- 17) 文化庁ホームページ「文化審議会著作権分科会(第62回)(第21期第2回)」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/62/index.html
- 18) 最判平成17年11月10日(平成15年(受)第281号)[法廷内撮影事件]なお最高裁は、「肖像権」の侵害ではなく、「人格的利益」の侵害と述べているが、本稿においてこの差は結論に影響しないので、本稿では「肖像権」の語で統一した。
- 19) なお、非営利目的のデジタルアーカイブにおける写真の公開の適否に関しては、デジタルアーカイブ学会が 公表した「肖像権ガイドライン」も参考になる(筆者も策定に関与している)。http://digitalarchivejapan. org/bukai/legal/shozoken-guideline/
- 20)参照、最判平成29年10月23日(平成28年(受)第1892号)[ベネッセ個人情報漏えい事件]

文化財コンテンツと著作権に関するQ&A

高田 祐一 数藤 雅彦 (奈良文化財研究所)(五常総合法律事務所)

A FAQ on Cultural Heritage Content and Copyright

Takata Yuichi* Sudo Masahiko**

(Nara National Research Institute For Cultural Properties*) (Gojo Partners**)

著作権/Copyright 著作権法/Copyright law パブリックドメイン/Public domain 三次元データ/3D data 写真撮影/Photography

1. はじめに

本稿は、文化財関係業務において博物館や自治体等の関係者が実務上直面する、著作権を中心とした法的問題について Q&A 形式でまとめたものである。各回答は、著作権等の法律に関する基本的な考え方や、参考情報の提供を目的とするものであり、背後の事実関係等が異なれば法的結論も異なり得ることにご留意頂きたい。

本稿の執筆にあたっては、実務的な疑問を募るため、2020年1月に奈良文化財研究所で開講した文化財担当者研修文化財デジタルアーカイブ課程の講師・受講生(野口淳・仲林篤史・石井淳平・加藤俊吾・大矢祐司)にも協力いただいたが、文責は著者(高田・数藤)が負う。念のため付言すると、本稿の各記載は著者2名の見解であり、各所属組織を代表する見解ではない。

2. 基本的事項

Q1. パブリックドメイン (public domain。以下「PD」と略)とは何か?

A. 保護期間が満了したなどの理由で、著作権が消滅した著作物のことをいう(日本の法律用語ではないが、一般にこのように呼ばれている)。PDになった著作物は、商用も含め、著作権者の許諾なく利用することができる。

Q2. 文化財はどのくらいの期間が経過するとPDになるか?

A. 文化財が著作物に該当する場合、それが実名の著作物か、無名・変名の著作物かなどの条件によって保護期間の満了時期は変わり得る。例えば、ある作者が単独で創作し、実名で公表した著作物の場合、少なくとも作者が1967年末までに死去しているのであれば、保護期間が満了している。また、作者が変名(雅号など)で発表し、本名が周知でない著作物の場合は、少なくとも1967年末までに公表されたものであれば、保護期間が満了している。保護期間については近時の法改正の影響もあり複雑なため、詳しい法的根拠などは本誌掲載の数藤別稿を参照されたい。

Q3. 縄文土器に著作権はあるか?

A. 縄文土器は、現在の著作権法に照らせば著作物に該当し得るものであるが、制作年代が縄文時代であるため、保護期間が満了し、著作権はすでに消滅している。

Q4. プラントオパール分析(遺跡の堆積土壌からイネ科植物由来等の土粒子を検出する分析法)など自然科学分析の報告にも著作権はあるか?

A. 著作権法で保護される著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を指す(著作権法2条1項1号)。自然科学上の事実それ自体や、実験結果などの単純なデータそれ自体は、「思想又は感情」を含まないため、著作物にならず、著作権は生じないと考えられる。ただし、報告書や論文のなかで、自然科学分析の結果などを創作性のある文章で表現した場合は、著作物になり、著作権が生じ得る。

Q5. 文化財の調査機関が、外部の業者に土器破片の撮影を委託した。この写真の著作権は誰が持つか?なお写真にアングル等の点で創作性があり、著作物にあたると仮定する。

A. 委託した場合は、外部業者が自らの裁量で撮影する場合が多いと思われるため、通常は外部 業者が写真の著作権を持つと考えられる。調査機関が写真の著作権を持ちたいのであれば、委託 契約を締結する際に、権利関係の条項について確認する必要がある。

3. 写真撮影

Q6. 文化財関連の報告書に掲載している写真に著作権はあるか。

A. 撮影された文化財の著作権と、撮影した写真それ自体の著作権の2つを考える必要がある。本問では後者について検討すると、通常は文化財を撮る際にアングル等を工夫するため、原則としては写真に著作権が生じると考えられる。ただし例外的に、壁画を忠実に再現するために正面から撮ったような場合には、その写真は創作性がないとして著作物にあたらず、著作権が生じない場合がある(版画を正面から撮影した写真の著作物性を否定した裁判例として、東京地判平成10年11月30日(昭和63年(ワ)第1372号))。

Q7. 著作権が消滅している文化財を撮影した写真フィルムやデジタルデータを調査機関が保有している。その写真には著作権があり、調査機関が著作権者であるとする。出版社がその写真を使用して商業出版を行う場合、調査機関に対して写真掲載の申請や対価の支払いが必要か。

A. 調査機関が写真の著作権者であるため、申請が必要となる。当該機関の規程に則り、対価が 発生する場合は、支払いが必要となる。

Q8. 許可を得て提供された写真画像につき、ウェブ公開や印刷のために解像度を落とすことは、同一性保持権の侵害にあたるか?

A. ウェブ公開や印刷のために解像度を落とした場合であっても、写真の見た目に明らかに変化がないなど、写真表現としての同一性が失われない程度であれば、同一性保持権の侵害にはならないと考えられる(職業写真家が撮影した写真をウェブサイトに掲載する際に、カンプやプレゼンテーションにおいて使用するのに支障が生じない程度に解像度を低下させたにすぎないのであれば、同一性保持権侵害が生じないと判断した裁判例として、大阪地判平成17年3月29日平成14年(ワ)第4484号)。

Q9. 誰かが撮影した時期不明の写真が当博物館にある。おそらく撮影から70年ぐらいは経過していると思われるので、インターネット公開して良いか?写真には文化財の調査の様子が写っているだけで、機微な情報は映り込んでいない。

A. 写真の著作物の保護期間はやや特殊で、通常の著作物のように著作者が1967年末までに死去した場合(Q2参照)に加え、旧著作権法(昭和45年改正以前の著作権法)との関係で、少なくとも1956年末までにその写真が公表された場合も、著作権は消滅する。なお、調査しても正確な撮影時期が不明で、撮影者も不明、さらに職務著作とも解釈できない場合には、裁定制度の利用も検討に値する。また、文化財が大きく写っている場合は、文化財それ自体の権利処理が必要な場合もある。なお著作権とは別の権利として、写真については肖像権やプライバシーなども問題になり得るところ、昔の写真であり、機微な情報が写り込んでいないとのことなので、通常はこれらの権利侵害になる可能性は低いと考えられる。(数藤)

まずは博物館の受入台帳などの再精査をお勧めする。そのうえで、組織内に対応内規を作成するなどして、組織的に公開可能かを検討することを勧める。(高田)

4. 三次元データ

Q10. 文化財を三次元データ計測して着色等を行い、3DCG画像を作成することを考えているが、3DCG画像にも著作権が生じるのか?

A. 三次元データ計測を行った場合に、そのデータが文化財の客観的な形状を示す計測データにすぎない場合は、著作物の定義における「思想又は感情」がないか、または「創作的に表現」したものではないため、著作権は生じないと考えられる。他方で3DCG 画像について、画像の構成

や配置、アングル、色彩、色調の明暗、陰影等の見せ方において作者の個性が表現されている場 合には、著作物になり得る(マンモス頭部の3DCG画像に著作物性を認めた裁判例として、知財高判平成24 年4月25日 (平成23年(ネ)第10089号))。

Q11. 三次元モデルの欠損部分を学術的見地から補った場合や、点群の数を増減させてモデル の密度(粗密)を変更した場合、新たに著作権が生じるのでしょうか?

A. Q10で紹介した裁判例の考え方をふまえると、三次元モデルの欠損の補填や点群の増減とい った作業において、様々な表現の可能性があり得る中で、美術的または学術的観点に基づく特定 の選択が行われ、その選択に従った表現が行われている場合には、作者の個性が表現されている と言え、新たに著作権が生じるものと考えられる。

Q12. 三次元計測において、スキャナーの設置位置や、照射角度、対象を適切な向き・角度に 固定するための独自の治具の利用、最適なモデルを作成するための照明や写真撮影の工夫を行っ た場合、3次元モデルの計測データに著作権は生じるのか?

A. 計測により得られたデータが、文化財の客観的な形状を示すデータにすぎない場合は、Q10 で検討したように、直ちに著作権は生じないと考えられる。

Q13. PDとなっている縄文土器について、ある公立博物館から、写真撮影は許可するが、3次 元計測およびフォトグラメトリ目的の写真撮影は「複製可能」なために許可しないとの判断を下 された。著作権(複製権、翻案権)にもとづく説明と思われるが、このような判断は法的にあり 得るのか?

A. 現在、縄文土器には著作権は存在しない (Q3) ため、少なくとも著作権法の観点からは法的 根拠のない主張だと考えられる(なお、施設管理権に基づく撮影不許可の主張は可能性として考えられる)。

5. 権利許諾と権利制限

Q14. 自館の刊行物をインターネット公開する際に、著作権の許諾が必要な原稿や写真で、権利 者不明などの理由で許諾を確認できないものはどうしたらよいか?

A. 著作権法の裁定制度を利用することが考えられるほか、やむを得ない場合は、該当の部分の み黒塗り等のマスク処理を行った上で公開することも考えられる。

Q15. 文化財の所有権者は、所有権に基づいて、(著作物である) 文化財の複製等を許諾するこ とができるか?

A. できない。所有権と著作権は別個の権利であり、所有権には著作物の複製を許諾する権能は ないと考えられている(参照、最判昭和59年1月20日(昭和58年(オ)第171号) [顔真卿自書中告身帖事件])。 Q16. 過去に当機関が発行した刊行物に、当機関が著作権を有する、古代の出土遺物の写真が掲載されている。このたび、ある出版社から、商業出版のために掲載画像を引用したい旨の連絡があった。既刊の刊行物から画像をスキャンするため、当機関からの画像提供は不要とのこと。当機関としては、引用であっても必ず事前に画像利用申請を出してもらい、画像使用料を徴収したいが、引用であれば申請は必要ないのか。

A. 著作権法32条1項に定める適法な引用と認められれば、著作権者の許諾なく書籍に掲載することが可能である。そのため、出版社からすると、申請の必要はない(なお本件では、法的な観点からみると、そもそも出版社が貴機関に連絡しなくても引用は可能であったと思われる)。

Q17. 過去の文化財関係の報告書を電子化してインターネットで公開する際に、部分的に調査・ 執筆を担当した法人が現存しない場合や、外部執筆者が物故者である場合には公開できないか? A. 法人が解散した等の理由で現存しないケースにおいて、権利を承継した法人等があれば、まずはその法人等に問い合せてみることが望ましい。外部執筆者が物故者である場合には、まず遺族を探して問い合わせることが考えられる。これらの法人等や遺族が不明な場合や連絡がとれない場合には、著作権法の裁定制度を利用して公開することや、やむを得ずその部分を黒塗りにして公開することも検討に値する。

Q18. 過去に撮られた指定文化財等の写真を刊行物に掲載する場合、所有者の掲載許可は必要か? A. まず法的にみると、所有権と著作権は別の権利であり、著作権を持たない所有者には著作物の複製を許諾する権能はない(Q15)。そのため法的には、写真の掲載について所有者の掲載許可は必要ない。(数藤)

ただし、今後の関係も考えると、事前に所有者に相談した方がトラブルを回避できる場合もある。(高田)

Q19. 民間調査組織が報告書を作成して刊行した場合、報告書の著作権は民間調査組織にあるか。 また、民間調査組織にも著作権がある場合、自治体が電子公開をする際には、複製権と公衆送信 権以外にも許諾を得なければならない権利(いわゆる支分権)はあるのか。

A. 著作権の帰属は、委託時の契約による。例えば、出土遺物・写真データの取扱いなどと同様に、報告書の著作権を含む全ての成果物を自治体に移管する内容の契約がある場合は、著作権は自治体にあると考えられる。このような契約がない場合は、報告書を実際に作成した民間調査組織が著作権を持つ。その場合、電子公開するにあたっては、民間調査組織から複製権と公衆送信権の利用許諾を得れば足りる。

Q20. 報告書のうち、外部研究者に執筆してもらった箇所などの著作権処理はどうなるか。

A. 発行機関と雇用関係のない外部研究者の執筆箇所については、発行機関の指示通りに書いた

などの特別な事情がある場合や、研究者から著作権の譲渡を受けた場合でなければ、原則として その研究者が著作権を有する。その箇所の著作権が消滅していない場合に、インターネットで公 開するためには、少なくとも複製権と公衆送信権についてその研究者から利用許諾を得る必要が ある。

Q21. 文化財保護法92条によって発掘調査を実施し、報告書を刊行した場合、原因者(開発事業者)からの許諾も必要になるか?

A. 報告書の著作権は、実際に報告書を作成した機関が持つことが通常である。そのため、作成 行為を行ったわけではない原因者は著作権を持たないため、原因者の許諾は不要と考えられる。

Q22. 報告書のデータ入稿の際、印刷業者に編集作業の一部(図版レイアウトの微調整など)を 委託する場合があるが、この場合、著作権の一部は業者に属するものと考えるべきか?また、契 約時に権利の譲渡等について明記するべきか?

A. 文化財報告書の作成においては、DTPが浸透しており、レイアウト等については相当程度、発行機関の職員が編集する。そのため、図版レイアウトの微調整などの編集作業の範囲であれば、創作的な表現がなされる余地は乏しく、印刷業者に著作権は発生しないと考えられる。ただし、業者にイラストを作成してもらうなどの創作的な要素がある場合には、印刷業者にも著作権が発生し得るため、その場合は契約時に権利の譲渡等について明記しておくことが望ましい。

6. その他

Q23. 当機関には現在、当機関が著作権を有しており、有償で頒布している刊行物がある。今後は、有償頒布を続けながらインターネット公開も実施したい。有償頒布していることがインターネット公開に影響するか?

A. 報告書を有償で頒布していることと、著作権とは直接の関係がないため、影響しないと考えられる。機関が著作権を有している報告書であれば、インターネット公開は可能である。

Q24. 各機関のWebサイトや全国遺跡報告総覧にて、文化財報告書のPDFが公開されている。利用者は個人利用の範囲内で、PDFを 1 冊丸ごとダウンロード(複製)できる。しかし、図書館での複写サービス(複製)では、報告書は半分まで複製可能という運用になっている。なぜこのような違いがあるのか。

A. 個人利用については著作権法30条1項が定めており、私的使用のための複製として、PDFをすべて複製することが可能である。これに対し、図書館資料を図書館が複製する場合については、著作権法31条1項が定めており、図書館は利用者に対し、「著作物の一部分」の複製物を一人につき一部提供できる。この「著作物の一部分」の範囲については、一般的に著作物全体の半分以

下と解されて運用されている。両制度の関係については議論があるが、前者が利用者本人による 複製であるのに対し、後者が図書館による複製である点など、制度としては別の建付けになって いる。

拓本に著作権はあるか

道谷 卓

(姫路獨協大学人間社会学群現代法律学類教授・神戸深江生活文化史料館副館長)

Does a rubbing a copyright?

Michitani Takashi

(Professor of law, Himeji Dokkyo University)

拓本/Rubbings 著作権/Copyright

1. はじめに

拓本は、石器や器物などに刻まれた凹凸のある形(文字や文様)の上に直接紙を貼り付け、墨によってその形を原寸大で浮き出させる複写法の一種である¹⁾。方法には原資料に紙をあて水をつけて密着させてその上からタンポで叩いて墨を付ける「湿拓」と乾いた紙をあてて蠟墨をすりつける「乾拓」がある。この拓本は、土器や瓦の文様、石塔などの文字や刻印などを正確に記録する方法として古くから行われており、肉眼では判読が困難な文様、文字や刻印などを拓本に採ることで解読することが可能になる²⁾という利点がある。

このように拓本は、これまで歴史学において、過去の事実を彰らかにするため、判読が難しい 原資料に刻まれた文字や文様の解読に大きな威力を発揮している。また、拓本は歴史学の研究資料の素材としてだけでなく、その独特の陰影が鑑賞に足るだけの美麗さをそなえているとも言われている³⁾。

これまで、採拓された拓本そのものについての著作権が議論されたことはそれほどないように 思う⁴⁾。そこで、法律学 (刑事訴訟法) の研究を行う傍ら、神戸の郷土史研究にも関わる立場から、 拓本の著作権性、つまり、拓本に著作権は存在するのか、言い換えれば、拓本の採拓者はその著 作権者となりうるのかということについて考察してみることにする。

2. 拓本の著作権性

(1) 拓本は著作物か?

拓本の著作権性を検討する前に、「著作権」そのものについて、それは一体どういう権利なのかを触れておく。「著作権」とは「著作物」を独占的に利用する排他的権利であって、他人が著作物を利用することについて許諾を与える権利であると言われている⁵⁾。また、現行の著作権法では、著作権は「第21条から第28条までに規定する権利」と規定されており(同法17条1項括弧書)、単一の権利ではなく、複数の権利(複製権、頒布権、展示権、譲渡権、貸与権など)を総称する言葉にすぎず、複数の多様な支分権の集合体として「権利の束」と呼ばれている⁶⁾。

このような著作権の定義をもとにすれば、著作権を主張する場合には対象となるもの、ここでは「拓本」が「著作物」であるということが必要となる。そこで、拓本に著作権があるのかを考察する際、その前提として、「拓本」が「著作物」足りえるかを考察しなければならない。「著作物」とは、著作権法によれば「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されている(著作権法2条1項1号)。つまり、①著作物は思想、感情の想像的表現でなければならず、他人の作品の単なる模倣や盗作であってはならないし、②著作物は表現されていなければならず、③著作物は思想、感情の表現が、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものでなければならないのであって、単なる技術的作品はそれのみでは著作物にあたらない、と解されるのである⁷⁾。そこで、著作物にあたるかどうかを判断するには、「創作性」と「表現」(両者を結合させ「創作的表現」という)が存するかが大きな要素となり、さらに、その「表現」は「具体的」でなければならないので、結局のところ、「具体的な創作的表現」が存するか否かが著作物足りうるか否かの大きな判断基準になる⁸⁾。

著作権法では「著作物」について、その10条に例示を挙げており、そこには「この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次の通りである。(1)小説、脚本、論文、講演、その他の言語の著作物(2)音楽の著作物(3)舞踊又は無言劇の著作物(4)絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物(5)建築の著作物(6)地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物(7)映画の著作物(8)写真の著作物(9)プログラムの著作物 2.事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第1号に掲げる著作物に該当しない。」(著作権法10条1項、2項<3項は省略>)とある。この著作権法10条を見る限り、その例示の中に「拓本」という言葉は見当らない。ただ、「拓本」という直接的な表現はないが、同条1項には(4)号の「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」あるいは、(6)号の「学術的な性質を有する図面」という例示があり、「拓本」に著作物性を認めるならばこのいずれかにあたるということになるのであろう。

(4)号について、例えば、有名な書家の字が石に彫られてあり、それを拓本に採るという場合、書家の字そのものは(4)号の「その他の美術の著作物」と解されており、それに著作権を認めるのが通説・判例である $^{9)}$ 。だとすれば、その石に彫られた書家の字を拓本に採るということは、

その字を複製するということになる。多くの日本史辞典において、拓本が「複写」であるという説明がなされている¹⁰⁾のはこの点から来ているのであろう。そうであれば、採拓者は書家の著作権を侵害しているという新たな問題が提起されることになる。つまり、この場合、書家の字の拓本を採るということは、その字の複製写真を撮ったり、複写機で字をコピーするのと理論上何ら変わらない行為であると解するのが相当で、そうした「複写」行為には著作物の判断基準の一つである「創作性」が存在せず、拓本を採ったからといつて別の著作物ができるという解釈は妥当性に欠けると言えよう。ただ、拓本の場合でも、墨の濃淡でその仕上がりが個々に比べれば差があり、それに着目すれば完全に著作物性を否定するのは不合理ではないかとの意見がでるかもしれないが、それは単に技術的な問題であり、高度な技術でもつて裏付けられたというだけで著作物になるかならないかの基準にはならない¹¹⁾。およそ著作物たるには前述のように具体的な創作的表現が必要なのであり、技術性は問題にならないのである(著作権法2条1項1号)。

ここで、拓本が具体的な創作的表現によるものではなく、技術的産物だ(すなわち著作物ではない)とする理由として、拓本の作成プロセスに着目するとよいであろう。例えば、紙の上に何かを書く (あるいは描く)際に、①対象物をもとにして書くという場合、②対象物は全くなく頭の中に想像した (イメージした)ものを書くという二つのパターンに分けることが可能である。①では、対象物を(1)知覚してそれを記憶し、紙の上に(2)表現・叙述するという過程を経る。②では、(1)頭の中にイメージしたことを、紙の上に(2)表現・叙述するという過程を経る。この場合、いずれも(1)の知覚・記憶やイメージというプロセスがあることで、(2)を行う際に著作物の判断基準である「創作性」が出てくると考えられる「2)。しかし、拓本には、この(1)のプロセスが欠落している。書が彫られた石の拓本を採る場合(ここでの分類では①の対象物がある場合)、石に紙をあてて墨を付けていく際、採拓者は、対象物を知覚・記憶しなくとも、ただ機械的に墨を付けて行けば、拓本が完成するのである。完成の際の仕上がりには差が出るかもしれないが、それは単に技術性の問題に過ぎない。

(2) 歴史資料としての拓本

前述の例に出した有名な書家の文字の拓本は、歴史資料というよりは美術作品的な要素が強いので、ここでは、歴史資料として拓本を利用する場合を考えてみる。歴史資料として拓本を採る理由の多くは、彫られた文字や文様が肉眼や写真撮影では判読しづらいことに起因する。文字については、すでに前項で書家による字を例に、拓本の著作物性を肯定するのは困難であることを指摘した。

それでは、文字ではなく文様はどうであろうか。近世城郭の石垣には、普請した大名家の家紋のような刻印が刻まれているもの(いわゆる刻印石)が多くみられる。この刻印を拓本に採った場合、著作物と言えるであろうか。この場合の刻印は、各大名家の家紋をアレンジした文様、つまり家紋らしきものを印したものであり、一種の「符号」と解するのが相当である¹³⁾。そうであるならば、刻印自体は(4)号の美術作品に該当するとは言い難いことになる。前述の通り、拓本自

体には技術性はあっても、創作性には欠けるので、一種の符号である刻印を拓本に採ったからといって新たな著作物が生れるとは解されないのである。

次に、刻印のような文様は(6)号の「学術的な性質を有する図面」に拓本があたるか。前述の(4)号よりはこちらの方が近いように思える。例えば、石垣にみられる刻印石の刻印は城郭研究の大きな手がかりであり、「学術的な性質を有する」ものには間違いない。しかし、「拓本」は前述の通り複製写真やコピーと同列のものと解するのが相当であり、たしかに技術性は有しているが創作性はあると言い難く(6)号例示の「図面」にはあてはまらないと解さざるを得ない。ここで前述の拓本作成プロセスを当てはめてみるとそのことは鮮明になるであろう(刻印石に紙をあて墨を付ける行為は、あきらかに(1)知覚・記憶を欠いている)。したがって、「拓本」は(6)号にもあたらず、同号による保護は及ばないことになる。

ところで、その刻印を観察し実測図にすれば、それは著作物にあたるのだろうか。これまで、通説・判例では書画のような平面的な被写体を写真撮影したものには創作性は認められず写真の著作物としては保護されないとしている 14 。この平面被写体写真を当てはめるならば、平面的な対象物を実測図に書いた場合、創作性が認められず、著作物には該当しないことになる。これは、平面的な対象物であればその上に直接トレース紙をあてて筆記具でなぞることと同じものとなるからと考えられる。では、刻印石の実測図はどうか言えば、刻印石自体は立体であり平面ではない。立体である対象物を平面である紙に描く際、その上に紙をあてて筆記具でなぞってしまえばそれは拓本と同じで著作物とは言い難い。しかし、自分自身の手で描いた場合は、少し様相が異なるように思う。この場合の作成プロセスでは、刻印石を (1) 知覚・記憶し、紙の上に (2) 表現・叙述している。拓本は (1) の知覚・記憶というプロセスを欠いており、紙の上に (2) 表現・知覚はされているものの記憶部分がなく、ストレートに紙の上に表現されているので、 (1) と (2) のすべてのプロセスがそろっていない。だが、立体である対象物を平面である紙に描く際には、対象物(刻印石)を (1) 知覚・記憶し、それをもとに立体であるものを平面に置き換えるという創作性をもって (2) 表現・叙述を行う、つまり、 (1) から (2) を行う際のプロセスの中に創作性が包含されることになり、そこに実測図が著作物たりえる可能性が見いだせるのである。

3. おわりに

以上、拓本に著作権は存在するのか、つまり、拓本の採拓者はその著作権者となりうるのかということについて考察してきた。結論的には、原則として、とりわけ、歴史資料としての拓本は著作物ではなく、拓本に著作権は存在しないという結論に至った。

ここで、拓本が著作物にあたるか否かを判断するメルクマールとして、刑事訴訟法の伝聞証拠の定義に使われる手法を用いたが、これはあくまで試論である。拓本の著作権性は、これまで判例でも正面切って議論されたことはなく、そもそも、拓本が著作物かを議論する以前に拓本は複製品であることを前提に、裁判所は原著作に関して、いくつかの判断をしてきたにすぎない¹⁵⁾。

従って、今後、拓本の著作権性が争われ、その司法判断が下される可能性も否定できない。ただ、 現時点で、裁判所が、拓本にその著作権を認める可能性は少ないように思う。

歴史資料として拓本を利用する場合、拓本に写しだされた文字や文様は、客観的なものでなければならない。例えば、墨の濃淡を利用して採拓者が、意図的に肉眼では判読不能な文字や文様を浮かび上がらせたとするならば、それは、たしかに採拓者の「創作性」はあり、(1)知覚・記憶→(2)表現・叙述というすべてのプロセスを経ているので、著作物と言う可能性が出てくるが、客観性を重んじる歴史資料としては失格であろう。このような拓本は、歴史資料としての著作物ではないが、原作品から派生した二次著作物の可能性は残されているかもしれない。しかし、このようにとらえるのであれば、拓本は歴史資料ということはできなくなるであろう。

結局のところ、歴史資料として拓本を利用する場合には、拓本に著作権を認めることは、資料としての客観性を揺るがすことになりかねない。従って、歴史資料としての拓本は著作物ではなく、拓本に著作権は存在しないと考えるのが妥当であろう。

補註および参考文献

- 1) 朝尾直弘、宇野俊一、田中琢編 1996『角川 新版 日本史辞典』角川書店 p.659、日本史広辞典編集委 員会編 1997『日本史広辞典』山川出版社 p.1338、永原慶二監修 1999『岩波 日本史辞典』岩波書店 p.481、などによる。なお、このうち角川版と山川版の日本史辞典には、拓本が「複写」であるという説明 がなされている。
- 2) 井上光貞監修 1983『図説 歴史散歩事典』山川出版社 p.341。
- 3) 前掲2) p.341。
- 4) これまで、1992年(平成4) に芦屋市が、同市にある歴史団体の会員によって採拓された刻印石の拓本を当該団体や会員に無断で、同市発行のパンフレットに掲載したことで問題となったことがあるが、訴訟提起にまでは至っておらず、司法による判断はなされていない(1992年(平成4)9月1日付、神戸新聞第2社会面「芦屋市が大阪城刻印石の拓本無断使用」の記事参照)。なお、この事案で、芦屋市は無断掲載については謝罪したが、刻印石の拓本は著作物とは認められず、著作権侵害にあたらないとの見解を示した(1992年10月2日付、神戸新聞)。
- 5) 紋谷暢男 1986『無体財産権法概論』有斐閣 p3。
- 6) 岡村久道 2021 『著作権法〔第5版〕』民事法研究会 p136。
- 7) 紋谷前掲書p4。
- 8) 岡村前掲書p50。
- 9) 著作権資料協会編 1978『著作権事典』出版ニュース社p152、岡村前掲書p61など。判例は、最判昭和59年 1月20日 (顔真卿自書建中告身帖事件 民集38巻1号1頁)、東京地判昭和60年10月30日(無体集17巻3号 520頁)。
- 10) 前掲1) 参照。
- 11) 佐野文一郎·鈴木敏夫 1979 『改訂 新著作権法間答』出版開発者p93頁。
- 12) この手法は、刑事訴訟法における伝聞証拠の定義に用いられる方法をもとにして考えた。
- 13) 東京地判昭和61年3月3日(判時609号95頁)が、符号の著作物性を認めており、刻印を符号と解するならば、その刻印を拓本に採ることは、(刻印を印した石工に対する採拓者の)著作権侵害という問題が起こる可能性

がある。

- 14) 岡村前掲書pp.71-72、東京地判平成10年11月30日(知的裁集30巻4号956頁)によれば、正面から撮影する以 外に撮影位置を選択する余地がない上、技術的な配慮も当該作品を忠実なものにするためであり、独自に何 かを付加せずに新たな創作性が付与されていないからとその理由を説明している。
- 15) 東京地判平成24年12月26日 (判時 2199号79頁) など。

文化財関係刊行物のデジタル公開の 意見交換会開催記録

野口 舞 国武 貞克 高田 祐一 数藤 雅彦 野口 淳 (東京都)(奈良文化財研究所)(奈良文化財研究所)(五常総合法律事務所)(奈良文化財研究所)

Report on the Public Meeting on the Topic of Online Disclosure of Publications Related to Cultural Heritage

Noguchi Mai Kunitake Sadakatsu Takata Yuichi Sudo Masahiko Noguchi Jun

(Tokyo Prefecture) (Nara National Research Institute for Cultural Properties)

(Nara National Research Institute for Cultural Properties) (Gojo Partners) (Nara National Research Institute for Cultural Properties)

2020年11月、文化財関係刊行物のデジタル公開の意見交換会を開催しました。東京都・奈良文化財研究所が主催し、東京都区市町村の文化財担当者らが参加しました。目的は、発掘調査報告書等のデジタル公開を進めるうえで必要な著作権の権利関係について、議論するためです。本報告は、当日の発言録を編集し、公開に際して適切な表現に改めました。また、読みやすくするため当日の流れとは一部異なっています。ご承知おき願います。

文化財関係刊行物のデジタル公開の意見交換会

日時: 2020年11月18日 (水) 10時~16時30分

場所:新宿 NS ビル 3-K 会議室

参加者: 22名(13機関。東京都、東京都埋蔵文化財センター、五常総合法律事務所、新宿区、大田区、世田谷区、北区、板橋区、立川市、府中市、国分寺市、狛江市、奈良文化財研究所)

- 1. 趣旨説明 野口舞(東京都)
- 2. 報告書電子公開の動き 国武 貞克 (奈良文化財研究所)
- 3. 「全国遺跡報告総覧」の取り組み 高田 祐一 (奈良文化財研究所)
- 4. 報告書に関する著作権について 数藤 雅彦 (五常総合法律事務所)
- 5. 東京都内における各区市の文化財報告書の状況
- 6. 調査会、調査団の著作権処理

- 7. 登録実務と民間調査組織
- 8. 文化財業務と著作権に関する Q & A

1. 趣旨説明

野口舞(東京都)

本日の意見交換会の目的の1つ目は遺跡報告書のデジタル公開を進め、報告書の利活用につなげるために「全国遺跡報告総覧」(以下、遺跡総覧)の管理者である奈良文化財研究所、東京都、東京都埋蔵文化財センター、東京都内の区市町村と共通課題の整理に取り組むことです。2つ目は、その際、東京都内特有の課題である調査会方式や民間調査組織の報告書の権利関係について課題を整理し、一定の解決策を示すことです。シンプルにいえば「遺跡総覧」というプラットフォームがあるので、それを利用して報告書の利活用につなげていきたいと考えています。

現時点で(2020年11月時点)、東京都内の報告書をインターネットで探すことは、ほとんど不可能といってよい状態です。また、コロナ禍で、大学や公共図書館、区市町村関係の施設も利用制限をしている状況が続き、報告書を探すこと自体が難しくなりました。「報告書がインターネット上に載っていると非常に便利で使いやすい」とオンライン化を望む声が強くなってきました。自治体としてもオンライン化を進めたいのですが、どのように進めていけばよいのか、なかなか絵図を描けません。

オンライン化にあたっては、特に著作権の問題が大きなハードルになっています。例えば報告書をまとめた調査会、調査団が解散したり、民間調査組織が倒産したりしたケースだと、「誰」もしくは「どの組織」に許諾をとればいいのでしょうか。

この機会に課題を洗いざらい出してみて、ご出席の皆さまとともに一つひとつの課題に対して 解決の方向を考えていきたいと思います。

2. 報告書電子公開の動き

国武 貞克(奈良文化財研究所)

報告書データベースの公開に関して、いくつかの流れがありました。2008年、島根大学を中心 に日本全国の報告書を PDF にしてデータベースにしようという動きがありました。

ところが、平成27年まで行政的な事情から報告書をPDF公開することが歓迎されませんでした。会計検査院から「報告書の部数がバラバラである」と指摘されたこともあります。「そもそ

も本にして300部以上もつくる必要があるのか」と根本から疑問が呈されました。

文化庁で「報告書とは何か」を徹底的に議論して整理した結果、平成26年、国庫補助は300部 を上限とすることになりました。

島根大学を中心にしたリポジトリ事業は平成27年、奈良文化財研究所に統合され、すべてのデータベースが1つになりました。つまり、日本全体の報告書データベースを1つにつなげて検索できるようにしようという流れができました。

ただし、まだ行政の世界で周知されていなかったので、文化庁はデジタル委員会をつくって検討し、平成29年、発掘調査報告書は印刷物であり、電子媒体は、その報告書の存在を知らしめ、活用を促進するものであると位置づけられました。平成30年から報告書の電子化・デジタル化を強力に推進する方向に、かじを切りました。

それ以降、遺跡総覧は各都道府県、区市町村の協力を得て、約2万7,000件のPDFが登録され、 非常に大きなデータベースになりつつあります。さらに2019年度末に抄録の登録を統合し、従来 の区市町村→都道府県→奈良文化財研究所という流れから、区市町村がIDを持って遺跡総覧に 直接、抄録を登録するというプロセスに変わりました。手続きが簡略化されたわけです。

ここ数年の流れを見ると、研究者・専門家にとっても、一般にとっても、インターネットで検索して情報が出てこないことは存在していないと同義に考えられるようになってきました。つまり、登録しないデメリットが、だんだん大きくなってきたということです。

奈良文化財研究所としても利便性向上のための機能開発や各種情報のプラットフォームとして の役割強化を図っています。区市町村の皆さまには、この機会に、いろいろな疑問や懸念を解消 し、積極的に活用していただきたいと考えます。

3. 全国遺跡報告総覧の取り組み

高田 祐一(奈良文化財研究所)

報告書を電子公開する上でハードルが4つあります。1つ目が書誌情報の入力です。図書自体の書名、編著者、発行者名などの入力作業。一件ずつの手入力ですから、大変です。

2つ目が抄録です。埋文行政では文化庁から年一回通知があり、抄録を登録する作業が必要です。 3 つ目が報告書の PDF を載せようとなった場合、著作権の問題が立ちふさがります。これをクリアして、ようやく4つ目の PDF 化というハードルに立ち向かえます。

著作権が問題になることは当研究所が平成27年に事業を引き継いだときから認識していました。ただ、当時は、この議論をする余力がなかったので、ペンディング扱いにしていました。ようやく議論できる環境が整ってきましたので、当研究所としても、それなりにリソースを投入して取り組んでいます。

日本の報告書の総ページ数は1,557万ページ

実は報告書の総数がわかっていません。私の推計では戦前も含めて12万5,000件あると見ています。大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、新潟県などは、あらゆる図書館の書誌情報を集めて「発掘調査報告書総目録」をつくっており、その傾向から判断しました。

それを踏まえてページ数を算出しました。兵庫県が出している報告書シリーズのページ数をカウントして、報告書1冊あたりのページ数の中央値を出しました。それを単純に乗算すると、日本の報告書の総ページ数は1,557万ページになりました。文字数は約97億字。画像の件数も兵庫県のシリーズを一冊ずつ数えて中央値で計算すると約980万件になりました。

考古学は蓄積型の学問ですので、過去事例を調べる必要があります。ただし、1,557万ページを 人間が読むことは不可能ですから、データベース化し、検索できるようにしなければなりません。 遺跡総覧では「図書検索」「抄録検索」「要約検索」「内容検索」の 4 つの検索の方法を考えて います。抄録には遺跡名、位置情報、時代情報が入りますから、高精度で検索ができます。ただ、 抄録は後で担当者が要約を記載するので、本文そのものを検索できるわけではありません。あく まで要約検索に留まります。報告書の中身自体を直接検索できるのが内容検索です。

このうち、奈良文化財研究所では特に書誌情報の登録に注力してきました。国会図書館や当研究所に寄贈していただいた本の登録を進めており、抄録をアップロードする場合、書誌情報に抄録を足すだけでいいので、作業は容易です。書誌情報は7万件アップし、想定している書誌数の約6割に達しました。(2021年11月24日、登録可能な書誌情報を全て登録し、112,484件となりました)PDFは2万7,000件で、2割ちょっとです。

2020年10月、東京都の分は調べられる範囲で全部の書誌情報を登録しました。ただ、図書館にないものは調べようがないので、世の中にあるもののすべてとはいえません。今後、皆さんが抄録や PDF を登録する際、書誌情報の入力は不要です。しかし、遺跡総覧の書誌情報にない報告書をお持ちの場合、遺跡総覧に直接入力していただければ幸いです。

書誌の中に編集機関、発行機関という項目があり、調査会、調査団を含む組織を数えたところ、調査会が436、調査団が506ありました。ただし、全角/半角などの表記揺れがあり、実際の数は、もっと少なくなります。

困ったのは、どこが最終的に刊行物の権利を持っているのかがわからなかったことです。わかる範囲で、データベースに紐づけをしたのですが、間違いも多々あると思います。もし皆さんが気づかれたら、ぜひご連絡ください。

抄録検索:3つの抄録データベースを統合

次に「抄録検索」です。行政的な取り組みとしては1994年、文化庁記念物課の通知文書で、報告書の抄録を作成することになりました。報告書の全文を読まなくても内容を簡単に把握するために抄録をつけることになりましたが、欠点がありました。

報告書が手元にないと抄録は読めないのです。その報告書が必要か必要でないかが予めわからない。結局は取り寄せるか、自分で報告書があるところに行くしかありませんでした。

そこで、2003年、文化庁の通知文書で抄録だけのデータベースをつくることになり、その取り まとめを当研究所が担当することになりました。

それとは違う動きで報告書の PDF のデータベースが立ち上がりました。内容が重複していますから、平成31年(2019年) 3月15日付の文化庁の通知文書から抄録は Web 入力することになりました。

従来は文化庁の通知文書が都道府県に来ると、それをもとに区市町村に Excel を配り、その Excel に区市町村が記入したものを都道府県が整理して CD に焼き、それを当研究所に送るという流れでした。

対して、全国埋蔵文化財法人連絡協議会(以下、全埋協)の加盟団体は当初から全埋協の「抄録 Web 入力システム」を独自に運用していました。つまり報告書の抄録は「抄録データベース」の約10万件、遺跡総覧の約4万件、全埋協の約2万3,000件に分かれていました。抄録を網羅検索しようとすると、3回検索する必要があったわけです。

いかにも非効率だったので、2019年6月、すべてを統合しました。遺跡総覧にWeb入力することになり、Excelでの集約作業が不要になりました。Excelのときは表記が、ある程度、自由でしたから、何世紀で表記したり、〇〇時代と書いたりマチマチでした。データベース的には検索できないので、「時代」を標準にして、すべて置き換えました。

今までは「時代」が検索しづらかったのですが、今はチェックボックスで統一的に検索することができます。ただ、たとえば縄文草創期の「草創期」は抄録検索できません。その場合、備考欄に「草創期」を移しましたので、テキスト検索をすれば引っかかってきます。

抄録を統合した結果、位置情報の修正が必要だということもわかりました。日本測地系と世界測地系、10進法と60進法が混ざっている場合などです。遺跡総覧は「度分秒」で入れるルールなので、60進法を使用する必要があります。

テキスト検索:表記の揺れを吸収するシソーラス

次に「テキスト検索」です。本文の検索をする際、文化財関係用語はかなり表記が揺れていますので、表記の揺れを吸収しないと検索できません。例えば石切場ひとつをとっても、「石切場」「石切り場」「石切丁場」「石丁場」といった複数の表記があります。知らないものは探せないので、テキスト検索に支障が出ます。シソーラスが必要です。シソーラスがあれば、類義語をすべて吸収して検索することが可能になります。今、当研究所は考古学、歴史学、文化財行政に関する言葉を19万件集めており、類義語には約5,000件を振りました。テキストを約20億文字抱えており、ある程度、類義語や言葉の関係性を考慮した検索結果にしないと、検索結果が膨大になり、目あての報告書に容易にたどりつけません。

具体的には内部機能のシソーラスで「石切場」を検索すると、『世界考古学事典』『日本考古学

事典』に用語が収録されていること、読み方は「いしきりば」であること、ローマ字表記、類義語、関連語、報告書の中での出現回数、いつごろから報告書の中で出現するようになったかといったことなどが表示されます。ともかく報告書全体をダウンロードしなければ中身がわからないという事態を避けたい。ある程度、内容を要約し、よく出てくる言葉トップ40も表示しました。報告書なり、遺跡なりの内容の本質に関わる用語は、おそらく複数回出てくるだろうから、よく出てくる言葉をピックアップすれば、その報告書の内容を、よく表しているのではないかと考えました。

動画の検索・画像検索

最後に画像検索です。一般公開は未定です。実験版は完成していますが、精度の問題があり、 調整を進めています。

2020年9月、動画ライブラリーを公開しました。コロナ禍もあり、当研究所も、ようやく「YouTube 公式チャンネル」を始めました。

YouTube の世界では当然のことながら YouTuber が強くて、なかなか見てもらえません。公開して一週間で閲覧数10件ということもあります。文化庁とともに、効果を高めるために文化財に関係する動画をすべて集約して公開するというプロジェクトを始めました。仕組みは遺跡総覧の中に動画ファイルを持つのではなく、YouTube に動画を登録し、その URL を遺跡総覧に登録してもらうことにしています。その際、動画の説明や用語も記載していただく。そうすると、キーワードやキーワードに関連した言葉で、よく似た報告書や似通った動画をチェックすることができます。そうすると、例えば古墳に関心がある人が遺跡総覧にアクセスし、古墳の報告書を読んで、さらに古墳の動画を見て、古墳に関するイベントに参加するといったことが可能になります。これからは紙だけではなく、デジタル媒体や動画の情報も大事です。報告書と動画とイベントをつなげて、それぞれ似ているものを検索できるようにする。媒体の壁をなくし、探している内容に近いもの、利用者の関心に近いものを表示することで利便性が向上し、利用されやすくなります。

報告書の登録件数は年々増加しており、ダウンロード数も右肩上がりで増えています。2017年度が97万件、2018年度は141万件で、1.4倍になりました。2018年度はページビューが1億302万件に達しました。研究者・専門家・学生だけでなく、相当数の市民の方に見ていただいていることになります。

ダウンロード件数は2020年4月、5月に急激に増えました。政府の緊急事態宣言で全国の大学、公共図書館が閉鎖された結果、遺跡総覧へのアクセス数が爆発的に増えたのではないかと思います。コロナ時代にあわせた新たな人の動きやニーズに応えているといえます。

4. 報告書に関する著作権について

数藤 雅彦 (五常総合法律事務所)

まずは、発掘調査報告書に関する個別の論点に入る前に、総論として著作権法の体系を簡単に お話します。

報告書のように、人が創作した表現については、著作権が発生して、様々な規制がかかります。 「文化財だから」「自治体だから」といって直ちに優遇されるわけではありません。

著作権処理の考え方をフローで示すと、次の1から4のようになります。

- 1 最初に、そもそも法律上の「著作物」にあたるのか。法律上、著作物にあたるものに著作 権法の規制がかかります。
- 2 著作物にあたるとすれば、その権利を持っているのは誰か。
- 3 続いて、その権利者から契約などで利用のための許諾を得ているのか。
- 4 最後に、許諾を得ていないか、またはよくわからない場合でも、法律は公益の観点などから例外的に利用可能な場合を定めています。たとえば、昔の著作物で、保護期間が経過して著作権が消滅した場合は使えます。また、引用のように、法律が特に例外的に利用可能と認めた、いわゆる権利制限規定にあてはまる場合も使えます。さらに、文化庁が申請に応じて利用を認める裁定制度という制度もあります。これらの法制度を使えるかも検討すべきです。

この1から4の順番で検討すると、著作権法の体系を理解いただけるかと思います。以下では、 発掘調査報告書に関する著作権の問題について、この順で見ていきます。

そもそも法律上の著作物にあたるのか

まず1つ目の点。そもそも「著作物」にあたるのか。著作物とは創作的な表現であることが必要で、例えば、幼稚園児が描いた絵でも著作権は生じます。しかも、描いた瞬間に、国に登録する必要もなく、著作権が生まれます。

文化財の発掘調査報告書は、発掘調査について主に文章で創作的に表現しているといえるので、著作物にあたる場合が大半かと思います。著作物にあたらないのは、例えば、よほどありふれていて短い文章などですね。他には、物を正確に記録するために撮った写真も著作物にあたらない場合があります。例えば平面的な絵画を、正確に記録するために水平に真っすぐ撮った場合は、創作的な表現とはいえず、著作権が生じないと考えられています。もっとも、これらは例外的な場合で、基本的には発掘調査報告書は、著作物にあたると考えて進めていくことになります。

著作物だとしたら、その権利を持っているのは誰か

次に2つ目の点。著作物だとして、誰が権利を持っているのか。原則としては、著作をした人、「著作者」がまず権利を持ちます。例えば、私が文章を書いたら、私が著作者として権利を持ちます。ただし例外的に、職場の仕事で書いたものは、職員個人の著作物ではなく、職場の著作物

になる場合があります。いわゆる「職務著作」と呼ばれる場合です。この職務著作の条件を満た せば、自治体の職員の方が書いた報告書でも、自治体が書いたものとして、自治体が著作者にな ります。職員個人ではなく、はじめから自治体が著作権を持つわけです。

職務著作の法的な要件をみますと、自治体が調査報告書をつくる際、まず自治体が報告書をつくるうという「発意」をします。この発意に基づいて、自治体の職員の方が、職務上、報告書を作成する。そしてその報告書を、自治体の著作名義で公表した場合で、かつ契約や勤務規則などに特段の定めがなければ、自治体が著作者として著作権を持つことになります。自治体が公表した発掘調査報告書も、職務著作にあたる場合が多いと思われます。その場合、執筆者である職員に個別に許諾を取ることなく、自治体の許諾のみでインターネット公開することが可能です。

なお、厳密に職務著作の要件を全て満たさないとしても、就業規則などで、職員が書いたもの の権利が自治体側に移るとされている場合には、自治体が著作権を持っていると判断できます。

ただし、報告書の中には、大学教授など外部の先生が書いた部分や、外注のカメラマンが撮った写真などもあり、厳密にいうと、そこは職務著作に入らないのではないかという議論もあります。その場合、そのような外部の方とどのような取り決めをしていたのか、実態を見つつ判断していくことになります。

あともう1点、報告書の中で民間会社などの地図が掲載されている場合には、インターネット に公開する前に、その地図会社の利用規約などで制限がないか確認する必要があります。

その権利者から許諾を得ているのか

次に3つ目の点。著作権者が誰なのかがわかれば、その人から許諾を得ているかどうかを確認します。契約や協定等の文書で著作権の譲渡を受けているか、または複製と公衆送信の許諾、つまり報告書をデジタルコピーしてインターネットで配信することの許諾を得ていれば配信できます。許諾は口頭でも可能ですが、許諾を受けたことの証明や、自治体内での引き継ぎは困難になりますので、書面のほうがより手堅いです。

なお、今回拝見したある自治体の協定書に「作者が著作権を放棄する」との記載がありました。 おそらく著作権を自治体に譲渡するという意味で書かれたものと思いますが、法律上は、著作権 を放棄すれば、自治体だけでなく誰でも使えるという意味に解釈される場合があります。言葉の 使い分けにはご注意ください。

また、いただいた質問の中に「民間事業者が著作権を持っているのであれば、その事業者に直接、遺跡総覧にアップロードしてもらってはどうか」という提案がありました。著作権法の帰結としてはその通りで、そのような方向性も検討の余地があります。

許諾を得ていない場合は、どうするか

最後に4つ目の点。権利者からの許諾を得ていない場合や、著作権者が誰かわからない場合でも、なお公開できる方法がないか検討します。

まず、昔の報告書は保護期間が経過して著作権が消滅している可能性があります。保護期間に関しては最近の法改正の関係で複雑ですが、団体名義の著作物か個人名義の著作物かで分かれます。団体名義、例えば自治体や調査会の名義で出たものの場合は、少なくとも1967年末までに公表されているものであれば著作権は消滅しています。

個人名義の場合、1967年末までに、その作者が亡くなっていれば著作権は消滅しています。例 えば宮沢賢治は1930年代に亡くなっているので、著作権は消滅しています。他方で、三島由紀夫 は1970年に亡くなっているので、まだ著作権は消滅していないと判断することになります。

著作権が消滅していないものは、どうするか。例外的に公開可能な、いわゆる権利制限規定も 検討しておきます。とはいえ、文化財関連の公益目的だからといって、直ちに全文をインターネットにアップロードできるような規定はありません。

自治体等の報告書等の転載に関しては、著作権法32条2項というものがありますが、これはあくまで「説明の材料」として刊行物に転載する場合を想定しており、今回のように発掘調査報告書を全文インターネットにアップロードする場面とは異なります。そのため、この規定は使えなさそうです。

もう1つ、いわゆる所在検索サービスに関する著作権法47条の5も検討しておきます。これは何かといいますと、例えばある単語でキーワード検索をしたときに、その文字が入っている部分の前後を少しだけ表示するのは可能という条文です。例えば「石切場」で検索すると、「石切場」の単語を含んだ報告書を引っ張ってきて、その「石切場」の単語の前後の数行などを見せることができます。いわゆる「スニペット表示」という方法で、権利者の許諾なく見せることができます。ただし、これは便利ではありますが、あくまで検索ワードの前後の少しだけしか見せられないので、どの報告書に載っているか、どのような文章で使われているのか程度しかわかりません。報告書の全部を丸々読めるようにしたいという今回のニーズとは、やや異なっています。

権利者と連絡がとれないような場合には、最後の手段として裁定制度があります。これは、文化庁に申請して、一定の手続を踏まえれば、著作物を利用できるという制度です。ただし、手間と時間がそれなりにかかります。具体的には、著作権者を探す努力をしたことなどを記した書類を文化庁に出さなければいけません。また、昔は事前に担保金を供託する必要もありましたが、最近の法改正で、自治体が裁定申請をする場合は、事前の供託は不要となりました。どうしても著作権者が見つからない場合には、この裁定制度を利用すれば報告書の公開も可能になります。

以上で、著作権法の体系について整理しました。個別の論点については、後の質疑応答で議論 できればと思います。

5. 東京都内における各区市の文化財報告書の状況

野口(東京都) 昭和25年、文化財保護法が制定され、同25年に東京都の文化財保護条例が施行されました。寺社仏閣などの文化財保護が先行しましたが、開発に関わる発掘調査が増え、遺跡地

図をつくるようにとの文化庁の通知もあり、昭和37~38年頃から遺跡分布調査、台帳整備を始めました。

また、多摩ニュータウン開発の際、予定地に遺跡が多数あるので調査が必要となり、昭和40年に、多摩ニュータウン遺跡調査会が発足。同時期に都内の大学の先生や有識者を団長とした遺跡を発掘するための時限的な組織もつくられました。

文化財関係の史跡名勝の調査と埋蔵文化財の調査が並行して進められました。遺跡関係では多摩ニュータウンのほか、都立学校調査会、公団関係など時限的といいながら結構、長期にわたって存続したものもあります。おそらく平成12年ごろに、調査会活動は終了しました。多摩ニュータウン遺跡調査会は昭和55年、東京都埋蔵文化財センターとなりました。それぞれの調査会が報告書を刊行して活動を終了し、その後、区市町村や東京都に遺物・報告書などが移管されました。調査報告書以外の発行物としては毎年発行している『文化財の保護』という紀要と指定文化財の解説などを収録したもの、『遺跡調査・研究発表会』資料集、広報誌に近い性格の『東京の文化財』という冊子があります。

栩木 (新宿区) 昭和30年頃、区政7周年で発掘した例がありますが、調査会を中心に本格的に遺跡調査を始めたのは昭和58年頃。新宿区遺跡調査会、福祉施設関係の調査に統合的に取り組む新宿区厚生部遺跡調査会などがつくられました。その後、民間の事業主等も含めて、簡略化した調査団も設けられました。平成12年、区の財団で埋文事業に取り組むことになり、すべての調査会、調査団は整理されます。その時点で終わっているもの、財団に引き継いだものがありました。その2年後、財団も埋文事業から手を引きますが、引き継いだプロジェクトの報告書は、すべて刊行しました。平成14年頃から民間調査機関による調査へ移行。民間調査機関でできない小さい規模の調査や補助金を使って取り組む事業、区の直営の事業などは区が調査し、報告書をつくっています。刊行物は埋文センターが取り組んだ報告書も含めて320冊程度。規模の小さい調査をまとめて報告する「文化財調査年報」もあります。

伝田 (大田区) 昭和40年代までに発掘調査された遺跡については主に『大田区史』に掲載されています。1970年代後半から「大田区の埋蔵文化財」シリーズの刊行が開始されました。それ以外には1980~1990年代に発掘調査ごとに立ち上げた遺跡調査会が発行した報告書もありますが、実際の作業は民間の調査会社に委託することが多かったようです。いわゆる民民(文化財保護法第92条)の報告書については、それほど多くはありません。したがって、「大田区の埋蔵文化財シリーズ」、民民(第92条)、調査会発行、3種類の報告書があります。

仙田 (世田谷区) 昭和37年に『新修 世田谷区史』を発行。昭和52年に世田谷区の文化財条例を制定。条例に基づき、常設の調査会を立ち上げました。昭和60年頃まで、その常設の調査会で遺跡調査を行いました。それ以降、常設の調査会を廃止し、対象ごとに調査団を立ち上げることになり、平成26年頃までその体制が続きました。それ以降、民間調査組織に委託しています。調査報告以外に年報などを発行しています。区は平成28年度に歴文構想「文化財保存活用基本方針」を公表しました。歴文構想の重点取り組みで、区内の文化財を一元的に情報発信していくWebサ

イトをつくろうということで、2019年からデジタルミュージアムがスタートしました。埋蔵文化 財の報告書も、もともと公開していく方向で考えていましたが著作権の問題が整理できておら ず、まだ公開はしておりません。

デジタルミュージアムにアップする際、著作権の関係で使える図面・写真が限られました。そこで2020年4月以降、三者協定の協定書の中に図面や写真類も「図面・写真類などを著作権の権利とともに譲渡する」という文言を入れることにしました。

高坂(北区) 昭和50年代、東北新幹線が上野駅まで延伸する際、工事にともない、調査を行いました。それと相前後して大学教授を団長とした調査団を組織し、区内各地の調査に取り組みました。平成10年前後まで、その体制が続き、その後は民間会社を入れて調査しています。ただ、狭小な場所などは文化財保護法第99条で区が調査し、その報告書は年報に載せています。

小山(板橋区) 平成6年4月14日、常設の遺跡調査会を設けました。その調査会は平成11年度に発行された報告書をもって活動を終了したようです。それ以降、民間調査組織が三者協定を結んだ上で区内の遺跡を発掘しています。調査会社が発行した報告書のほか、2年ごとに発行している文化財年報にも報告書を刊行するに至らない、小規模な発掘調査のことを記載しています。

西澤 (都埋文センター) 昭和55年、多摩ニュータウン遺跡調査会から東京都埋蔵文化財センターとなりました。報告書は現在までのところ、350集程度、発行しました。抄録は全埋協ホームページに継続的にアップしており、平成27~28年刊行分まで進みました。(現在、全埋協ホームページの抄録データベースは、遺跡総覧に統合されています。)

高橋 (立川市) 小さい自治体なので報告書も少なく、28冊しかありません。調査団がつくったものが10冊程度、三者協定で民間会社がつくったものが3冊。国庫補助金を使った調査に関しては、ここ数年、3年に1回刊行しています。

廣瀬 (府中市) 昭和50年、東京都の指導のもと、常設の遺跡調査会を設置。現在も、それが続いています。市内の発掘調査は遺跡調査会が担当する調査と民民の92条で行う調査があります。過去には都と府中市が参画し、個別の調査会、調査団を結成して発掘調査したこともありましたが、平成11年の報告書刊行をもって解散しました。

それなりの規模のものは発掘調査報告書として刊行、個人住宅を中心に1冊の報告書にはできませんが、本調査扱いとしているものを概要報告書として年に1回出しています。各報告書とも残部が多く、遺跡総覧に載せてしまえば残部を廃棄できます。持っておく必要のない印刷物を減らすというメリットもありますね。

中野 (国分寺市) 1974年に武蔵国分寺遺跡調査会、1976年に恋ヶ窪遺跡調査会が発足。市内に2つの遺跡調査会が設置されました。1986年に両者を統合し、国分寺市遺跡調査会になりました。もうひとつ、1993年から鉄道学園跡を調査した西国分寺市地区遺跡調査会という組織があり、これらの遺跡調査会が市内の調査のほとんどを担いました。2014年、初めて92条に基づく民間調査組織による調査を行い、その後発掘報告書が3件作成されています。2017年、デジタル公開の意向調査があった時点で、公開する方向で内部では考えています。

報告書は百数十件あり、スキャニングは完了しましたが、スキャニング時にスクリーントーン が表示できなくなるなどの問題があり、どうするべきかを思案しているところです。

宇佐美(狛江市) 昭和50年代後半、単発の調査団、調査会で何冊か報告書が出しました。昭和60年代以降、市が設立した狛江市歴史調査会が調査を行っており、60年代以降の報告書は特に問題はないという認識です。平成20年代以降、三者協定で民間調査組織に調査を委託しましたが、協定書では著作権にはふれられていません。出土品等の関係史料の権利は放棄し、教育委員会に属するという記述はありますが、もう一度確認が必要なのかどうか、ご教示をお願いします。

野口(東京都) 大枠で昭和40~50年代に単発や常設の調査会をつくって調査を進めたが、平成11年、 地方自治法が改正され、都と区市町村が協定を交わした頃から民間調査組織に委託するようにな ったと受けとめました。

6. 調査会、調査団の著作権処理

実態をみて職務著作か否かを判断する

野口(奈文研)遺跡総覧の抄録のデータから抽出した調査会、調査団の一覧を見ると、942件。表記揺れなどを除くと、400~450件という感触です。一番多いのが世田谷区。調査会、調査団が約80設立されています。少ないところは自治体設置の調査会の下に各調査団が設置されています。抄録の情報から見える範囲では多くは調査単位で調査会があり、その下に調査団を置きます。抄録には、どちらか、あるいは両方の名前が記載されています。それより少ないですが、区市町村の調査会があり、その下に個別の調査団が組織されているパターンもあります。さらに、編集機関が調査団で、刊行機関が教育委員会になっているパターンも結構あります。東京都内の自治体で編集機関が調査団名、刊行機関が民間調査組織になっているケースも、八王子市などでいくつかありました。特殊例として目黒区と渋谷区にまたがる遺跡の調査では両区合同でひとつの遺跡調査会を設置しました。広域的な事業や長期的・継続的な事業を東京都と地元自治体が共同で取り組んだり、大規模な場合、事業者と一緒につくったりしているものも10~20程度ありました。これらのケースで、一般論として著作権は、どこに帰属するのでしょうか。

数藤 先ほどの総論でも述べました通り、一般論として、著作権は、報告書であれば書いた人、写真であれば撮った人に、まず帰属するのが原則です。例外としては、職務著作のパターンがあり、自治体の職員の方などが組織の業務として書いた場合、実際に書いた人は個人でも、自治体が著作者になり、自治体が著作権を持ちます。

調査会、調査団には様々なパターンがあるようですが、著作権法から考えますと、まずは法的にみたときに「著作者」が誰なのか、個人なのか自治体なのか。次に、著作者が個人の場合は、その著作権を自治体が譲り受けているかどうか。譲り受けていれば自治体に著作権が帰属します。この考え方を出発点に、個別の事案ごとに見ていくことになります。

野口(奈文研) 多くの場合は調査団長が刊行・編集の責任者になり、事務局には区市町村から人が入ります。こうした場合、調査団長は外部の有識者になると思いますが、一般的には、どういう扱いになるのでしょうか。

数藤 自治体が依頼して調査団が設置され、調査団名義で、あるいは調査団の中の人の名義で書かれた報告書が出てきたとき、その著作権は誰に帰属するのか。一般的に法律に沿って整理しますと、完全に自治体内部の方だけで書いた純粋な職務著作のケースから、完全に外部の方に書いてもらった外注のケースの間に、様々なパターンがあるわけです。もし調査団が完全に外部の方といえる場合は、調査団の人または組織が著作者となって著作権を持ちます。それを自治体に移しているかどうかを確認することになります。

国武 次のケースの場合は、どうでしょうか。書いた人は調査会のアルバイト、あるいは調査会の予算で雇用関係にある人で、公務員ではない。調査会は市が開発事業にともなって埋蔵文化財の調査を行うために作った組織で、そこに雇用されたアルバイトが書いた文章が本になった。その場合、市が、その意図をもって刊行したものと理解できるのでしょうか。

数藤 実態によってはそのような構成も可能です。結局、誰が書いたか、どのような状況で書いたかという実態を見て判断します。市と調査会を形式的に切り分けるのではなく、全体を見たときに、市の発意で、その業務に従事している人が職務上つくったと評価できるのであれば、職務著作になるという法律構成も可能です。実際の状況を、どのように法律的に解釈するかが重要です。

なお、職務著作との関連では、誰の著作名義で公表されているかも考える必要があります。調 査会名義の場合、それが自治体の名義と同様の実態を持っているかを検討することになります。

野口(奈文研)教育委員会名義の場合は、どうでしょうか。

数藤 実態を見る必要はありますが、多くの場合は自治体名義と考えてよろしいかと思います。

調査会の実態を見ることがポイント

野口(奈文研) 新宿区刊行のものを見ると、発行機関、編集機関が調査会だったり、調査団だったりします。何か違いがあるのでしょうか。

栩木(新宿区) 初期は調査費用を受けるために教育長が調査会長になりました。調査会がお金の流れを管理し、その下に実行部隊として調査団を置きました。1つの調査会に複数の調査団がぶら下がっている新宿史跡調査会もあれば、特定の遺跡を調査する1調査団しか持たない1遺跡調査会もあります。それが、かなり数が増えてしまい、教育長は会長から外れ、学識経験者を団長にして個別に団をつくるようになりました。ただ、事務局長は区の副参事などが務めていたので、区が関与していることは否定できません。

野口(奈文研)トップを実質上、教育委員会の長が兼務している状態と、トップが学識経験者、要は外部の方が委嘱を受けて従事している場合とでは何か理解が変わるのでしょうか。

数藤 結局、調査会とは何なのか、その法的な位置づけが問題となります。仮に、トップを教育 委員会の長が兼務して、市の発意に基づいて市の職員が執筆している場合、調査会はいわば研究 プロジェクト名のような位置づけで、調査会が独自に執筆などを主導しているとは評価しづらいようにも思います。調査会の実態を見ることがポイントになります。

改めて整理すると、まず基本的な職務著作のパターンとしては、自治体が調査報告書をつくることを発意して、職員が執筆して、それを自治体の著作名義で出すという一番ストレートなパターンがあります。ここで、外部の有識者の先生のお知恵も借りながら発掘調査は進めつつ、しかし最終的に報告書を書いた人が職員だったとすれば、調査会の位置付けは、単に調査の過程で知恵を借りているだけと言えそうです。実際に報告書を書いたという、執筆の「幹」の部分、中心的な部分だけを捉えると、自治体が指示して職員が書いたとも言えます。そして、その報告書を市または教育委員会の名義で出したということであれば、市の職務著作という大きな幹ができる途中で、調査会はいろいろ知見を提供するために関わっているだけで、執筆それ自体は行っていないと理解することもできそうです。結局、ある実態を、どのように法律的に読むかという解釈になりますので、こうした調査会の性質も踏まえて考えていくことになるかと思います。

高田 調査会、調査団で作成された成果物は職務著作になるかという問いかけに対して、まず自治体の発意に基づいて調査をする必要があります。ただ、自治体ではできない場合、自治体の発意に基づいて調査会、調査団が設置されます。調査会、調査団の構成員が職務上作成し、調査会、調査団の名義で発行されます。その場合、特に定めがなければ、調査会構成員の成果物に関しては職務著作と考えられる、でいいのでしょうか。

数藤 ひとつ気になるのは、報告書が誰の著作名義で出ているかです。市や教育委員会側の発意で報告書を作ることになって、出た報告書は調査会の名義だとします。その場合、実態をみて調査会と市をイコールと言えるかどうか。外部の専門業者に外注して書いてもらったような実態はないか。繰り返しになりますが、図式的に整理すると、一方には市のプロジェクトとして職員も含めて市のメンバーのみでつくったものがあり、もう一方に市が発案したが、実際の作業は外部の研究者やプロを擁したプロジェクトチームがつくり、プロジェクトチームの名義で出したものがある。その両者の間にも様々なバリエーションがあるわけですが、このうち後者のケースは、純粋に外注したケースと、さほど違いはないようにも思います。

実際に異議等を出す人がいるか、それは具体的に誰か

高田 仮に自治体ほぼイコール調査会と見た場合、何らかの訴訟リスクや、明らかに法的な瑕疵などが発生する可能性はあるのでしょうか。

数藤 著作権のリスクについては、概ね2つの側面から考えるとわかりやすいです。1点目は、まず法律をそのまま解釈し、遵守するという、いわゆるコンプライアンスも含めた問題。2点目は、報告書をウェブ公開したときに実際に異議を申し出る人がいるか、それは具体的に誰かという問題です。ご質問の点については、報告書をデジタルで公開したときに、プロジェクトチームに入った大学教授等の中に、自分の書いた部分は自分の著作として出したとお考えの方がいて、異議を述べる可能性があるかどうかを念のため検討することになるのでしょう。

高田 まとめると、1つ目は調査団長自らが原稿を書いた場合、あるいはプロジェクトに参加した大学教授等の専門職が自分で原稿を書いた場合、職務著作になるかならないかは実態を見ていく必要があり、ケースバイケースです。2つ目は調査会に雇用されている調査員(自治体職員)が書いた原稿は他の要件を満たせば職務著作になり得るとのことです。

調査会、調査団の許諾をとれないケースもある

宇佐美 (狛江市) 調査団で作成した報告書であれば基本的には中身に対する責任は調査団が負わなければいけないので、著作権は調査団にあるとする理解のほうがわかりやすいです。「市の遺跡調査会が作った刊行物の責任は市が取れ」となると、自治体としても困ります。

数藤 その場合の責任とは、記載の内容に関する責任ということでしょうか。

宇佐美 (狛江市) その通りです。それをアップする際、市の調査会が作ったものだから、何の手続きも取らずに市がアップしても OK という話にはならないのではないでしょうか。何か問題が起こったときに自治体が対応しなければいけないので。

数藤 もちろん記載内容の正しさも重要な問題ではありますが、法律面から考えてみますと、文章の責任や内容の正しさと、著作権は、ひとまずは別な話になります。

野口 (奈文研) 公開なり何なりをしたときの責任というか、何かトラブルが起きるかもしれない と考えると、報告書の公開には、なかなか OK が出ないかもしれません。

宇佐美 (狛江市) 調査に携わった人間、例えば調査員の誰かが「それは私が書いたものだ」とクレームをつけてくる可能性があります。

数藤 市が著作権を持つという法律構成ができたとしても、中には個々の有識者の先生が「この部分は自分が書いたものだ」と主張するかもしれないということでしょうか。実際のところ、報告書は有識者の先生のところは記名になっているのでしょうか。

野口(東京都) ものによります。事実記載の部分は基本的には無記名です。古い報告書になればなるほど、まとめの部分を有識者が担当しており、その部分は記名になっていることが多いです。 国武 いわゆる職務著作として教育委員会が判断してアップロードしたが、その調査会の調査員だった人物が、その認識がなく、クレームが市に入った場合、誰が、そのクレームに対して責任者となるのかということでしょうか。

宇佐美 (狛江市) 調査団、調査会の許諾がとれればいいですが、そこの手続きなしで市の発意で つくった組織だからアップロードするとなると、リスクがあるのではないでしょうか。

国武 解散した調査会、調査団についてということでしょうか。結構、大きな問題で、職務著作の範囲でやっていくという展開も可能であると同時に、自治体によっては教育委員会が責任を取れるわけではないというスタンスもあり得るという問題提起です。このへんは東京都が、どういう方針でやっていくのでしょうか。方針を示すか、示さないか。

野口(東京都) ここで簡単に答えられる問題ではありません。「倒産会社の権利整理」の問題が似たような話になるかもしれません。民間調査組織の倒産と遺跡調査会の解散は同型の問題として

考えられないでしょうか。

野口(奈文研) 誰が編著者で、誰が発行機関かを整理した上で、まずは問題なさそうな報告書を アップロードしていくという方向性は、どうでしょうか。

遺物や報告書を調査会から移管する

野口(奈文研) 今までのお話は基本的に調査会であっても、あるいは、その上に教育委員会があっても、1つの自治体内で完結している事例です。例えば東京都と地元自治体が合同で調査会を設置している場合、どういうふうに引き継ぐのでしょうか。都立学校遺跡調査会や都内遺跡調査会のように、都が設置し、複数の自治体にまたがって調査したケースでは個別の自治体との関係がどうなっていたのでしょうか。

西山(都埋文センター)東京都の場合、いろいろなパターンがありました。任意団体としての都の遺跡調査会は事業ごとに単発の調査会の場合であっても、地元の教育委員会が絡んできました。事務局等には区教育委員会に関係する方々が入っていました。ただ、トップは東京都の教育委員会で、一応まとめています。調査会の下に調査団が入ります。都立学校遺跡調査会の下に「〇〇高校遺跡調査団」といったものが入っていました。都内遺跡調査会の下にも、「△△遺跡調査団」といった調査団がいくつもあり、区市町村関係の方が調査団に入っていました。調査団長は有識者がほとんどでした。報告書執筆は基本的には調査会職員が行います。場合によっては調査団長自ら執筆される場合もありましたし、地元教育委員会の方や都教育委員会の方など多岐にわたる方が報告書の執筆に携わっていました。

その調査会の中で都教委と区市町村の教育委員会が、それぞれ、どのように設立に携わっていたのか。そのへんは、この先整理できない可能性が非常に高いです。

野口(奈文研) むしろ東京都として都が引き継いでいるものと見なすのか、地元との間で、どういう関係になっているのかという話になります。東京都から呈示されている遺跡調査会に関する協定書があり、調査会の「報告書等を東京都が引き継ぐ」となっています。

野口(東京都) 東京都教育委員会と事業主、調査会の3者で結んでいる協定、東京都教育委員会、 事業主、地元教育委員会、調査会の4者で結んでいる協定の2パターンあります。調査終了後大 半が遺物を別の組織へ移管しています。実際、都が保有している事例もあります。都が保有して いる場合、区市町村へ移管している場合があるようです。これまで遺物の移管先に報告書関係の 権利もあるとの認識でいました。写真の貸出や何かも含めて、その組織にお願いしています。

野口(奈文研)「報告書等に関わること」の読み方としては報告書の在庫等を引き継ぐようにも読み取れますし、報告書に関わる写真、図版なども含むとも考えられます。現状に応じた理解の仕方を教えてほしいです。

数藤 調査会が関わった後、最終的にでき上がった成果物をどうするかについて、協定書や契約書などの書面がある場合には、まずはその書面を解釈するのがスタートになります。書面がある例は少ないのでしょうか。

野口(東京都)書面を探す必要があり、平成一桁代ならともかく、それより以前は書面の「発掘」 が必要です。

実態が自治体職員の執筆と同様であれば職務著作に近づく

高田 問題になるのが大学の教員である先生が団長だった場合です。調査会が雇用しているのか、 委嘱しているのか。

栩木(新宿区) 雇用関係ではなく、報酬もしくは報償費の扱いです。団長だけでなく、執筆者の 中にも報償費を出して書いていただいている大学の先生もいます。

数藤 外の教授に書いてもらっても、実態として市の職員が書いているのと同じように指揮を受けて執筆し、自治体の名義で出すのであれば、職務著作に近づくものと解釈できます。これに対して、あくまで教授が外の立場で書かれていれば、それは外注であって職務著作ではありません。 高田 報償費を支払って、団長や大学の先生が書いた文章でも調査会の職務著作になる可能性もあるのでしょうか。

数藤 可能性としてはあるとは思います。ただ、報償費は外の人に報いるような単語のニュアンスがあって、従業員へのお給料とはやや異なるニュアンスを感じます。とはいえ、あくまで外の先生にはそういう名目で費用を出すことになっているけれども、執筆実態は従業員のように指示を受けて書いているのであれば、職務著作に近づいていきます。程度問題なところがあり、実態に立ち入った解釈が必要かと思います。

野口(奈文研) 調査団長が有識者の先生で、毎回書き下ろしの文章を書く方と事務局で用意した 定型の文章に署名だけを入れるパターンがあります。実質がある場合、そのことを判断材料とし ても構わないでしょうか。

数藤 たしかに、後者の場合には、書いたのは自治体という実質がありますね。先ほど、リスクについては法令を遵守する話と、誰が異議を述べてくるかの2点から考えることを申し上げましたが、今のケースであれば、異議もあまり出てこないのではないでしょうか。

「引き継ぐ」で著作権も含めた一切が移転したと読む

数藤 具体的な事例として、遺跡調査会の協定書の「2条 調査報告書に関する事項については 甲が管理し、甲に引き継ぐものとする」(甲は東京都)という文言を取り上げます。結局、残った 書面の文言をどう解釈するかという問題になりますが、この「引き継ぐ」で知的財産関係も含め た一切が甲に移転したと読むことも可能かと思います。もちろん唯一の正解というわけではないですが、単純に調査報告書を東京都に納めるだけであれば、このような書き方はしないように思います。「調査報告書に関しては甲に納品する」とか、「提出するものとする」などと書けばいい話です。

それに対し、ここでは、「調査報告書に関する事項」と広く書かれているうえ、「引き継ぐ」は 「自分は手放して一切関与せずに、すべて相手が管理する」というニュアンスを持っている言葉 です。報告書を提供するとともに、その内容の管理も含めて今後、東京都に委ねると読むのが素直かと思います。ここでは、たしかに著作権については明記はされていませんが、この書類が作られた平成8年当時は、自治体では著作権のことを細々と書く慣例もあまりなかったと思いますので、このような書き方で、権利関係も含めて譲渡していると読むのが自然かと思います。もちろん、他の読み方も可能性としてはありますが、素直に日本語として解釈した例としてご参照ください。

協定を結び直さなくても、譲与すれば権利は移管できる

野口(東京都) 出土遺物は区市町村にあるのに、報告書掲載写真や著作権だけ都の管理としていいものなのでしょうか。どこかの博物館が展示を計画したとき、「遺物は市町村、報告書は都に聞いてください」では効率的ではありません。

中野 (国分寺市) 1つの問題としては「市内の事例」の場合、東京都埋文センター、別の○○地 区遺跡調査会が調査した部分と市の国分寺市遺跡調査会が調査した部分があります。よく使われ ている発掘現場の航空写真などについて「ここからここまでは都の権利で、ここからここまでは 市の権利なので両方に承諾を得てください」というわけにはいきません。市の調査した部分と都 が調査した部分で管理が別々になるのはおかしいので、新たに協定を結んで整理することは可能 なのでしょうか。

佐藤 (東京都) 協定を結び直さなくても、譲与すれば権利は移管できます。遺物と、その著作権が別になっているものなどの整理の仕方の1つとして、書面上で譲与・譲渡をするという方法もあるのかなと個人的に思います。

廣瀬(府中市)各市町村の職員も世代交代しており、認識を高める意味で、改めて協定を結んで整理をしておくのもありかもしれません。かつ、都から発案していただけると非常にありがたいです。

協定書がない場合、どのような運用になるか

野口(東京都)協定書に関して、①過去に締結した協定書がある、②探せばあるかもしれない、 ③まったくない可能性が高い、の3パターンがあります。②③のケースで、なかった場合、どう するかをお聞きしたいです。

高田 協定書がない場合、法律の世界では、どう解釈するのでしょうか。例えば業界慣習として、 大半はこうした協定書が作られていて、ない場合は慣習を援用して考えるとか、そういったこと は法的にあり得るのでしょうか。

数藤 可能性としてはあり得ます。例えば、Aという自治体には書面が何も残っていないけれど、 当時、周辺の自治体では調査会や調査団から自治体に調査報告書を引き継ぐことが慣行として行 われており、周辺の自治体には書面も残っているとします。その場合、A自治体も自らの責任 で「移管した」と解釈することは、可能性としてはあると思います。明確な書面が残っていれば よいのですが、そうでなければ多かれ少なかれ解釈が入るところです。調査報告書は調査団が作っても、自治体に引き継ぐ実務が慣行上広く行われているのであれば、明確な書面まではなくとも、周辺の状況などをふまえて、そのように解釈する余地はあるかと思います。

高田 そのような運用は可能なので、関係者の皆さんから異論がなければ問題はないということです。

高坂(北区) 今、一括で収蔵している施設に書類があるかもしれません。ただ、それを探し出すのは現実的に不可能です。慣習的に捉えるということで、関係者に不利益が被らないということであれば、それで大丈夫だと思います。

高田 その取り扱いを東京都の『事務提要』などに「こういう場合は、こういうふうに取り扱う ものとする」と書くのはいかがでしょうか。

野口(東京都)『事務提要』に載せるのは、いろいろな意味で難しいです。報告書のオンラインへのアップは、人的、予算的措置があれば比較的やりやすいです。ただ、先ほど宇佐美さんが心配されていた、何かあったときの訴訟リスクや有識者からのクレームを誰が受けるのかというところが難問です。一つひとつ解決していくしかありません。

7. 登録実務と民間調査組織

過去の発行物を、だれが遺跡総覧にアップロードするか

野口(奈文研) 各区市町村で過去の報告書までを PDF 化してアップすることを考えたとき、最終的には三者協定等に明確に著作権の譲渡がうたわれていない過去の発行物を誰がアップロードすべきなのかという話になります。東京都および各区市町村の考えを伺いたいです。

野口(東京都) 東京都埋文センターの報告書は埋文センターに上げてもらうことで話をしています。 栩木 (新宿区) 過去に調査した分は業務が終わっています。事業主にも民間組織にもアップロードを求められていないから、PDF を上げるのは自治体がやらざるを得ません。国の補助金を活用したいので、国に対しては補助金の充実をお願いしたいです。

伝田 (大田区) 基本的には区が対応することになると思います。仕様書等に著作権譲渡の記載はないので、改めて会社単位で対応していくことになると思います。

仙田(世田谷区) 昔の発掘は、ほぼ調査会で行いました。平成26年から民間調査組織を入れたので、 基本的には、そこからの問題と考えています。2020年4月から協定に著作権は区に帰属する旨を 入れました。

高坂(北区) 年に数件、民間の調査会社を入れて調査し、その PDF をもらっています。 PDF を アップするのは、さほど難しくありません。 著作権等の法律的権利を放棄する旨、協定書にも入 れており、そのへんの問題もクリアされていると考えています。

小山(板橋区) 発掘された出土品および発掘著作成果品等に関する権利は教育委員会が所有する

ものとして協定を結んだ上で調査に入ります。個人情報にかかわる部分もあり、引き続き教育委員会がアップしていくほうがよいのではないでしょうか。

高橋(立川市) 今、取り組んでいるものは著作権を放棄する旨の文言を入れています。以前のものは一つひとつ民間会社に確認する必要があります。昔のものは PDF 自体がなく、スキャニングしなければいけません。

廣瀬 (府中市) 倒産した会社も含めて三者協定を結んでいるので、ネット上に公開するという行 為そのものについては問題ありません。時間・費用の問題が、なかなかクリアできません。

中野(国分寺市) 2020年度から民間会社に入ってもらう場合、協定に電子データを提出してもらうこと、電子化して公開することを承諾することという文章を入れました。アップは今日のお話を聞く限りでは自治体が担当する仕事なのかなと思っています。

宇佐美 (狛江市) 基本的には自治体でやることだと思います。ただ、著作権という観点からする と書いた人のものだと思うので、調査組織にアップする権限を与えなくてもいいのかという議論 は必要だと思います。

国武 遺跡総覧は報告書の存在を知らしめて、活用頻度を上げて、どんどん使ってもらおうということなので、要は活用事業です。行政の本来的な仕事です。事業団や法人調査組織も教育委員会や行政が担うべき業務を代行していると考えられます。低精度 PDF を遺跡総覧に載せて活用を推進することも本来は行政がやるべき仕事です。抄録も著作権上、民間調査組織に属していたとしても、抄録データベースに登録する仕事は行政がやるべきことです。

民間調査組織がアップロードしてもよいか

高田 調査会社が過去に調査をしたものの PDF を自治体が受け取っていないが、調査会社のパソコンには、あるケース。契約は終わっていますが、もらえたら欲しいですか。

野口(東京都) スキャニングは人手もかかるし、紙から読み込んだものとデータは精度がまった く違うため、いただきたいです。アップロードの方法や契約については検討が必要です。

高田 調査会社が「早く公開してほしいから、会社負担で会社がやりますよ」といった場合は、 どうですか。

野口(東京都) 個人情報や調査成果、遺跡の価値づけなど行政としてクリアにしなければいけない部分を双方が納得できれば、やってもらってもいいかなとは思います。

宇佐美 (狛江市) 民間の調査組織に ID を付与してアップしてもらうとなると、基本的にアップ する責任も、そこが取ることになります。そこをクリアできるのでしょうか。

中野(国分寺市) 今のデータベースのトップ画面は基本的に自治体ごとに並んでいます。国分寺市の遺跡を見たいと思ったら、国分寺市をクリックする。ところが、そこになくて、下のほうの民間調査組織のところに入っているというのは利用者からすると面倒だと思います。その点を改善できるのであれば、全然問題はないです。

野口(奈文研) すでにその問題が起きています。大学は日本全国の各地で発掘調査を行っていま

すが、大学の所在地でしか登録できません。

高田 ID 体系が、そもそも自治体イコール遺跡所在地を想定していました。発行機関一覧は発行機関の本社所在地でとっているので、大学は法人登記している場所になります。しかし、調査機関の所在地と調査場所が一致しないのは問題なので、抄録の遺跡位置情報が重要となります。抄録ごとに遺跡の所在地があるので、遺跡の場所で探す場合、抄録検索から探してもらうほうが効率はいいです。

廣瀬 (府中市) 調査会社が、その会社の ID でやるのであれば、「待った」をかける必要はありません。「府中市の ID を貸してくれ」となると難しいです。遺跡調査会から、その会社にアップロードを委託することにすれば通常の商取引にできるかもしれません。

国武 民間調査組織に独自の ID を取得してもらいます。その組織の呼びかけに「いいですよ」といった区市町村の報告書だけをアップするかたちになると思います。

廣瀬(府中市) 自発的にやっていただくということであれば別にやぶさかではありません。

高橋(立川市) 基本的に構いません。ただ、その後のトラブルやリスクを考えると、おそらく民間は手を挙げないでしょう。

小山(板橋区) 民間の調査会社が仮更新して、それを教育委員会・自治体がチェックをして本更 新するという手順にすれば行政が管理できます。

高坂 (北区) ID を貸すのは教育委員会にもリスクがあるので、好ましくありません。アップロードに慣れている人がやるのが一番いいでしょう。

村上(世田谷区) 自発的にやるのであれば「よろしくお願いします」。ID を貸すのは、いろいろ 懸念があるので、結局は「区でやります」になるのではないでしょうか。

伝田 (大田区) わざわざ民間の調査会社に任せるより、自分でやったほうが早いです。

小林 (新宿区) 「やってもらいたい」とは思うが、掲載後の対応やクレーム等のリスクを考えると、 調査会社に任せてしまうのは、どうでしょうか。

野口(奈文研)「リスクを抑えてアップロードする仕組みがあるのなら、やってほしい」という方向かと思います。もうひとつ、倒産会社の情報提供の件ですが、民間調査組織の団体である日本文化財保護協会では設立時から一定期間『要覧』を作成し、加盟各社の調査を収録していたそうです。その時期に活動し、現在は活動していない会社の報告書をピックアップすることは可能とのことです。

8. 文化財業務と著作権に関するQ&A

Q1 自治体発行(文化財保護法93条 1項)の埋蔵文化財発掘報告書についてです。自治体職員が業務として執筆した原稿について掲載許可が必要でしょうか。

高田 特段の定めがない限り、職務著作となるため、職員への許諾は不要です。民間調査組織による調査をふまえて自治体担当者が執筆する場合でも執筆はあくまで自治体担当者ですので、職

務著作となります。

Q2 調査会で作成した報告書のうち、区の職員が記載・作成した文章などについて、職務著作の要件を満たすとして、区が著作権を有すると解することは可能でしょうか。

高田 これは調査会の実態に照らしてケースバイケースですが、区の職員である調査会や調査団 の調査員が書いた文章については職務著作になります。

Q3 報告書に個人情報の記載がある場合、アップする際は削除することになりますが、その行為により作成されたものは二次的著作物になるのでしょうか。

高田 二次的著作物は文化庁のサイトなどにも定義が載っています。基本的には出版物などの翻訳、映画化したものなどを指します。PDFの一部の個人情報を削除したことだけでは、二次的著作物にはなりません。

Q4 報告書に記載されている遺物等が博物館で展示されている場合、原作者展示による公衆送信(著作権法47条2項)とみなして報告書全体をネットにアップすることは可能でしょうか。 高田 そもそも著作権法47条2項はスマホやタブレットで自動公衆送信するためのもので、報告書を広くネットにアップする場合は含んでいません。

数藤 著作権法47条 2 項の趣旨は、展示場に来て観覧する人に対して、スクリーンやテレビモニター、館内でスマホやタブレット端末でコンテンツを映し出すことにありますので、この条文でネットへの全文アップは難しいです。

Q5 調査報告書のうち、著作権法の保護の対象にする部分はどこでしょうか。「思想又は感情を 創作的に表現した」(2条1項)と見なされる場所はどこでしょうか。例えば、調査区位置図や 実測図は単なる事実を記載したものとして、著作権保護の対象外として解してよいのでしょう か。石器の組成表などの表・リストの類いは表・リストの項目等の組み方に著作権の保護がかか ると解してよいでしょうか。

高田 文章は著作物性があります。写真の場合は様々です。例えば航空写真は基本的に飛行機から垂直方向に、機械的に撮りますから、調査員自らが創作的に撮ったものではないので著作物性はない場合が多いと思います。ただ、写真は過去の判例で、立体物について角度をつけて撮ったものについては一般的に著作物性があるものとなっています。その場合、遺構検出の状況、例えばピットは立体物なので一般的には著作物ですが、斜めから撮って画角は一緒で穴だけ写っている状態をもって創作性があるかどうかは正直ケースバイケースで考えるしかありません。遺構写真について直接の先例となる判例もありません。遺物写真も土器破片は厚みがありますが、台に置いて直上から撮った場合、創作性があるどうかは微妙なところです。

数藤 今回の文脈では、報告書の全てをアップロードする場面を想定していますので、少なくと

も調査報告書の大半の部分には著作物性が生じているという前提で検討することになります。

Q6 撮影した写真は誰が撮ったかわからない場合、その報告書に記載されている執筆者等全員 に承諾を得なければ使用できないと解してよいでしょうか。

数藤 その報告書の執筆者も含めた内容次第になるかと思います。カメラマンも自治体の人であれば職務著作になり得ますので、自治体に著作権が帰属する場合もあるでしょう。この場合は、個々の執筆者の承諾は不要です。例外的に、調査会などが絡んだ複雑な場合は、実態をみて検討することになります。

Q7 資料を基に二次資料を作成した場合、その二次資料の作成者が著作権者と解してよいでしょうか。

高田 二次的著作物の定義を満たしていれば二次的著作物の作成者も著作権者となります。ただし、例えば漫画の主人公をトレースした場合、原著作物の著作権も有効ですので、原作の著作者の了解も必要です。近世の絵図をトレースした場合、近世の絵図そのものの作者は遠い過去に死んでいますから、絵図の作者の著作権は消滅しています。ただし、絵図の所有権が寺院などであった場合、トラブルの原因になりかねないので、所有者との調整が必要になる場合もあるかと考えます。ただ、法的には古い絵図については、トレースは所有者への連絡は不要とされています。古い絵図の場合は、そのまま忠実にトレースしても、トレースした人に新たに著作権は生じません。そのため、古い絵図については、忠実にトレースした人から許諾を得る必要はありません。もし著作権があっても引用は要件を満たせば自由にできます。

数藤 二次的著作物とは、元々ある著作物があって、それをベースに新たに創作したものなどを指します。元の著作権に加え、二次的著作物の著作権が生きているかどうか、両方を確認する必要があります。二次的著作物を使う場合、元の著作物と二次的著作物の両方の権利者の許諾を得なければいけないというのが原則ですので、両方を調査して、権利が切れていないかどうかを見るという、原則に立ち返った処理になるかと思います。具体的には、どのような状況を指していますか。

村上 (世田谷区) ひとつは現場で撮った写真を報告書に載せる際に写真の中の色を調整して掲載することがあります。例えば調査会の職員が撮って、教育委員会の職員が加工して編集する場合です。ふたつは現場で撮った図面に平面図と断面図があり、それを合成して1枚の図面に書き直す作業もしています。

数藤 まず前提として、区と調査会で権利の譲渡などの権利処理がされているのであれば、問題ありません。そこがわからない場合ですが、写真の色味調整は、通常は単に見やすく調整しているだけで、新たな創作行為とは言えない場合も多いので、その場合は二次的著作物にはならず、最初に撮った方の権利処理をすれば足ります。他方で、平面図と断面図を合成するのは、やり方次第では新たに創作性が生まれるようにも思いますし、適切に見せるための純粋に技術的な工夫

であれば創作性が発生しないとも言えますので、図面の実態をみて判断することになります。その場合、安全に処理するのであれば、原著作者と二次資料の作成者の両方の権利処理ができるように、著作権譲渡を受けるか、職務著作と解釈できるのであればそのように処理することになります。

Q8 住宅地図の取り扱いについて、ゼンリンの著作権上で印刷したものは問題なくても、Web 上に公開することで問題が生じないのでしょうか。今後は国土地理院の製作した地図などを用い るようにして、著作権に問われないように変えていくべきですか。

高田 ゼンリンの Web サイトを確認したところ、「地図複製等利用のご案内 - 地図を「コピー・印刷」や「出力・画像化」して利用する場合」があり、そこには「画像化して保管したり、共有したりする」「報告書や依頼書に載せる」「ホームページに載せる」等の場合はゼンリンに利用申請書を出して利用手続き(申請)が必要とありました。まずは確認が必要です。2019年12月、国土地理院は利用規定を緩和しました。国土地理院の地図は利用申請しなくとも出典を示せば使える場合があります。ただし、刊行物の半分以上が地図で占められている場合などは申請が必要かもしれません。調査報告書に何点か載せる程度であれば申請はなくとも使えますので、詳細は、国土地理院の Web サイト※をご確認ください。

※国土地理院: 地図等を利用される皆様へのお知らせ(地図の利用手続の緩和について) https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index-new.html

Q9 著作権の掲載許可について。報告書作成時に掲載地図や史料について各所蔵者(公立図書館、博物館等)に使用許可を得ていますが、インターネット上での公開にあたり、再度許可が必要でしょうか。

高田 使用許可の内容によります。複製権と公衆送信権の両方の許可を得ていれば問題ないと思うのですが、公衆送信権に触れていなければ再度許可を得る必要があります。近世の絵図や古文書など著作権が切れていますし、画像も直上から撮っているので著作権はないといえます。アップしても著作権上は問題ありませんが、トラブル回避の点からも考慮する必要があるかもしれません。

数藤 所蔵者という書き方が気になります。著作権者なのか、所有者なのか。法律上、所有権と 著作権は別物なので、所有者から許可を得なくても著作権者から許可を得れば、公開自体は可能 です。誰が著作権者かを確認し、その人から許可を得ているかどうかを確認すればよいと思います。

栩木 (新宿区) 外堀を扱った動画を制作した際、T図書館が持っている○○家文書の絵図を使いました。そのとき「1年間だけ配信を許可します」という条件をつけられました。

数藤 大きく3つの論点があります。まず1つ目。所有権については、それを持っている人の承 諾を得れば使えます。次に2つ目。著作権についても、それを持っている人の許諾を得れば使え ます。この場合、○○家の絵図の著作権が切れているのであれば、誰でも自由に使えます。ただ、使うためには絵図のデータが必要で、データをもらうときの契約が3つ目のポイントです。契約で1年間だけ使っていいといわれたら、著作権的にはフリーでも、契約が有効だと解すれば1年間の範囲で使うことが契約によって縛られているという考え方はできます。ただし、そのような契約がそもそも有効なのかは議論の余地があるでしょう。所有者つまり持ち主との関係性なども考慮して、どのように対応するかを検討されるとよろしいかと思います。

Q10 過去の事例では業者委託の際、仕様書で「著作権については自治体に帰属する」という契約を結んでいますが、この場合でも改めて掲載許可は必要ですか。そもそも、そのような契約のあり方に問題はないのでしょうか。

高田 業者委託の際、そのような契約を結んでいれば、新たな掲載許可は不要です。契約のあり 方にも問題ないと思います。

Q11 掲載許可を必要とした場合、求める範囲は執筆者のみと考えてよいでしょうか。

高田 原則的に図面の実測者ではなく執筆者のみでよいと考えます。業界の慣習として報告書作成時に図面ごとに実測者の名前を記載することはありません。図面そのものに創作的なオリジナリティーは通常ないと思いますが、縄張り図など極めて属人的なものはケースバイケースかと思います。

数藤 著作者は、創作的に「表現」をした人のことですから、原則として、書いた人が著作者、 著作権者になります。縄張り図とはどういうものですか。

高田 たとえば、山登りをして山城の現地に実際に訪れ、地形の変化を人工によるものか、自然 地形なのかを判断し、それを「土塁」であるかどうか判断して図に書き起こしたものです。同じ 城郭であっても人によって図が異なることがあります。

数藤 解釈しているわけですね。「土塁だ」「土塁ではない」というのは解釈なので、それを、どのように図に表現するかがポイントになります。土塁を単純な丸などで示すのであれば、誰が書いても同じですので、その個々の表現に著作権は生じません。結局、書き方次第で著作物かどうかが分かれます。お城の図面も誰が書いても同じようになる書き方があると思います。そのような書き方であれば著作権は生じません。対して石垣を絵のように書くなどして、創作的な工夫があれば著作権が発生します。著作権は、そこが分かれ目になるので、考古学的な価値とは異なるところがあります。ご質問への回答としては、許可を求める範囲は基本的には執筆者のみでよいと思います。

Q12 施主(国庫補助対応の場合の個人)や土地所有者への許可は必要でしょうか。

高田 財源や土地所有者と著作権とは関係ありません。不要です。

Q13 調査会と民間会社の調査費用の違いによって公開時の扱いは異なりますか。

高田 調査費用と著作権は関係がありません。公開時の扱いは変わりません。

Q14 調査会は公費、民間会社は私費で調査を行っていますが、権利は異なりますか。

高田 著作権は費用によっては変わりません。報告書の作成者、誰が書いたかによって対応が異なります。民間調査組織が報告書の執筆をして、自治体と民間調査組織に何らかの取り決めがない場合(権利関係の許諾処理をしていない場合)、民間調査組織が著作権を持ちます。

Q15 掲載の許可は電話等による口頭確認で問題ありませんか。

高田 契約は口頭でも成立するので、それ自体、問題はありません。ただ、担当者が異動したり、言った・言わないの係争が発生したりする可能性があるので、書面のほうが確実です。これを機会に適切な許諾を取っておけば、パンフや普及用の刊行物などでも利用しやすくなるメリットもあります。

Q16 押印等を必要とする承諾書のような書式を定めたほうがよいですか。

高田 必要事項が記載されている必要がありますので、書式を定めたほうがよいと考えます。サンプルは文化庁デジタル報告のサイトにもありますし(巻末に添付)、遺跡総覧事務局からも呈示しています。各機関の判断で簡略化しているケースもあります。必要事項さえ記載があれば問題ありません。

Q17 物故者・退職者等、本人の意思確認ができない場合、執筆当時の所属組織等で代理承諾してもらうことで問題ありませんか。

高田 物故者の場合、遺産相続者が権利を継承します。遺言書、遺産分割協議書に著作権に関する事項が定めてあれば、権利の相続人を特定できますが、報告書の原稿の著作権を長男にといった記載は現実的に考えてもないケースが大半ですので、その場合、相続人全員が権利を相続します。そうすると、相続人全員に許諾が必要で、その相続人が亡くなっていた場合、さらに孫にいかなければならず、現実的に対応困難です。権利処理ができない場合、文化庁の裁定制度などを利用することになります。退職者の場合、まずは所属していた組織に問い合わせることが必要です。物故者・退職者で連絡がつかない場合、こちらも文化庁長官による裁定制度利用が候補になります。

数藤 一般的な相続の権利承継に関しては、その通りです。特に外部の大学教授らが著作権を持っていて、亡くなった場合には、こうした確認が必要です。ただ、自治体職員の方が書かれた場合などは職務著作になる場合があり、職務著作であれば、そもそも自治体が権利を持つことになるので、職員の方が亡くなっても直接著作権には関係がないことになります。

Q18 業務委託で報告書を作成しているため、執筆者が民間調査組織の構成員であることが多いですが、調査組織および個人への掲載許可は必要ですか。

高田 業者委託の契約内容によるかと思います。委託契約に著作権に関する定めがない場合、調 査組織の許諾が必要です。ただ、民間調査組織の構成員は雇用されているため、通常は職務著作 となりますから、会社に属している個人の許諾は不要です。

Q19 自然科学分析等、報告書の付編に掲載するような内容については委託した調査会社から、 さらに外部の専門業者や研究機関等に委託している場合が多いですが、自治体が直接両者の契約 に関与していない場合、そちらへの掲載許可は必要ですか。委託業者と再委託業者の間で契約と 矛盾する内容が出てしまう可能性もありますが、どう対応したらよいでしょうか。

数藤 一般的な取引ですと、一次請けが権利も吸い上げて、それを自治体に納品するというパターンが考えられますので、一次委託先が著作権を持っているケースが多いかと思います。そこで、まず一次請けに聞いて、それでわからなかった場合、二次請けに聞くという順番がよいかと思います。

Q20 執筆者が亡くなっていたり、連絡が取れなかったりした場合、どうすればいいですか。文 化庁の裁定制度を活用するしかないのでしょうか。

高田 裁定制度のほかにオプトアウトという方式を採っているところもあります。これはホームページなどで「〇月〇日に、A報告書を電子公開します、不都合な方は〇日までに連絡をください」とアナウンスするものです。ただ、法的には裁定制度を検討することになるかと思います。

Q21 府中市遺跡調査会刊行の報告書は、そのほとんどが遺跡調査会の職員として執筆したものです。ただ、正式に確認してはおらず、執筆者で、すでに退職した著作者に確認する必要がありますか。

数藤 市の内部職員が書いたものと同様に考えられるのであれば、職務著作と言えますので、退職されていても通知等は不要かと思います。

Q22 遺跡調査会が存在したが、過去のメモを見る限り、調査会解散後、市にすべて委譲されたようです。ただ、正式に証明する書類は存在しません。その場合、どのような取り扱いとなるのでしょうか。

数藤 メモは普通1人の人がノートなどに書いたもので、あくまでも確認にすぎないので、それだけで直ちに著作権移転の証拠と読むのは難しいかと思います。ただ、各自治体で通常このようにしているという慣習があって、それに沿った内部メモがあるのであれば、その自治体の中でどう解釈するかの問題です。メモだけで権利移転の直接の証拠にはならないものの、その他の実態をあわせて、市に権利が移ったかどうかを解釈することになります。

Q23 遺跡調査会が解散している場合、基本的に過去の関係者全員から承諾を得なければ公開できないと解してよいでしょうか。

野口(東京都) 解散に際して、市へ権利関係も含めて成果物等の一式が移管されていれば、市が 権利を持つと考えられます。過去の関係者の承諾は不要です。

Q24 報告書のデジタル公開に関わる文言を三者協定内に入れるべきですか。文言を入れるようになった場合は著作権第何条に相当しますか。

数藤 デジタル公開を見据えますと、報告書の著作権については三者協定の中で自治体に譲渡させる文言を入れておくべきかと思います。著作権譲渡の条文を入れられれば、デジタル公開も含めて著作権を包括的に受けることになりますので、デジタル公開に関する個別の文言までは不要です。著作権の譲渡を受けられず、デジタル公開だけという場合は、少なくとも複製権(著作権法21条)と公衆送信権(著作権法23条1項)に関する文言が必要です。

- Q25 その文言があることで、事業者が三者協定の締結を断った場合、どうするべきでしょうか。 数藤 これは純粋に協議・交渉の話なので、例えば著作権の全部譲渡を断られた場合には、デジタル配信の許諾のみを依頼することになるかと思います。
- Q26 民間調査組織の民民発行(文化財保護法92条 1 項)の発掘調査報告書について、仮に遺跡総覧へPDFデータを掲載することになった場合、許可関係やPDF化の作業の義務を負うのは遺跡の所在する自治体(抄録データを登録した組織)という認識でよいでしょうか。

高田 基本的な前提として管内の発掘情報を、把握・管理するのは所在する自治体です。PDF についても自治体が把握・管理することが適切と考えますが、具体的な実務をどうするかは、別の議論にできればと思います。

Q27 民民発行の報告書の場合、掲載の許可を必要とするのは報告書の執筆者に限定してしまって問題ないのでしょうか。

高田 自治体が執筆者を個別に採用しているわけではなく、丸ごと報告書作成を委託しているわけですから、民間調査組織の許諾のみで良いと考えます。

Q28 民間調査組織執筆の報告書について、三者協定を締結しており、その中で「版権は市に帰属する」と明記されています。この表現があれば著作権等の問題はクリアできているのでしょうか。

高田 著作権はクリアしていると考えます。

Q29 すでに破産手続きを取った民間調査組織があります。その会社刊行の報告書については、 どのように対応したらいいのでしょうか。

数藤 「破産」と言ってもいろいろありまして、破産管財の手続であれば、裁判所から選任された弁護士が、その会社の債権・債務を整理しますので、その弁護士に聞けばわかる場合もあります。ただ、個別の報告書の著作権の行方まではわからない場合も多いのが実情です。会社に連絡できないのであれば、裁定制度の利用を考えることも必要かと思います。

Q30 民間調査組織が刊行した報告書を、その会社にIDを与え、民間調査組織が直接アップロードできるようにすることを検討していますが、可能でしょうか。

高田 すでに申請があれば可能です。2019年度の説明会では口頭で周知しています。その他、職務著作などの論点は、Q2や Q18などと同様ですね。

Q31 添付CDも登録可能でしょうか。登録可能な場合、データ形式はPDFのみですか。

高田 添付 CD の内容も遺跡総覧に登録可能です。原則 PDF としていますが、Excel 形式のデータ集等も、そのまま登録できます。

Q32 複数遺跡の報告書を合本しています。個々の遺跡の報告は完結していますが、目次や抄録等は報告書の前後についているため、1冊の報告書を分割して掲載することが難しいです。それぞれの遺跡に PDF を搭載する場合、同じ1冊の報告書のデータを複数のレコードにアップしても良いですか。

高田 抄録は複数登録可能なので、対応可能です。

Q33 個人が事業主になっている場合、個人情報保護は、どこまで関係するのでしょうか。掲載する際に、その都度、個人に問い合わせるのですか。最初から個人名を記載せず、あくまでも「個人」という大枠で掲載するのでしょうか。

高田 個人情報とは名前や生年月日、住所など、その人を特定できる情報を指します。個人情報 をインターネットで公開するには一定の配慮が必要かと思います。

数藤 名前や住所などをネットで公開する際は、プライバシー侵害につながるかどうかを考える 必要があります。昔は紙媒体だったのでそれほど広い範囲に出回らなかったのですが、ネットで 公開すると誰でも見られますし、検索で引っかかるかもしれない。公開される情報の中身次第で はありますが、氏名と住所がセットで出ますと、よりプライバシー性が高まります。どのような 点を懸念されていますか。

廣瀬(府中市) 今まで問題はありませんでしたが、ネットに載せることで不要ないざこざが生じるのではないかと懸念しています。著作権の問題からの検討と個人情報からの検討の両方をクリアしないと、なかなか難しいというのが内部での見解になっています。

数藤 プライバシー侵害の大きさや影響範囲などを具体的に検討する必要がありますが、プライバシー侵害が気になる報告書のみ、全文を載せるのは後回しにして、黒塗りなども行いつつ公開するのも一案かと思います。

Q34 遺跡総覧への登録権限を、すべての調査主体、調査担当者まで広げる予定はないのですか。 高田 すべての調査主体、学会、博物館、自治体、大学など、あらゆる任意組織でも申請があれば ID を発行しています。ただし、組織単位です。個人レベルで ID を配ると全国に6,000名の担当者がいますので収拾がつかないし、組織として報告書を発行し、登録するわけですから。

Q35 奥付の編集は調査会、発行は教育委員会。これは自治体の名義であると解釈していいのですか。

仙田(世田谷区) 補足すると、職務著作に該当するかどうかという話で、調査会で出した刊行物が職務著作に該当すると判断する・しないというときに重要になってくるのが、その自治体の名義で出されたかどうかです。手元に「○○遺跡」という遺跡の調査報告書があります。タイトルの後に発行者である世田谷区教育委員会と○○遺跡調査会の名前があります。「はじめに」は世田谷区教育委員会が書いているし、奥付の編集は喜多見中通遺跡調査会、発行は世田谷区教育委員会。これは自治体の名義であると解釈していいのかどうかです。

数藤 この場合の調査会は、実態としては市の教育委員会とは別物ですか。

仙田(世田谷区) 実態的には教育委員会がつくった組織ですが、世田谷区から委託を受けたかたちです。世田谷区の発意に基づいてプロジェクトチームを組織して実際に調査を行いました。

数藤 やはり実態を見て解釈することになります。調査会が調査の手助けを行っただけで、執筆 は調査会内部の市の職員が行ったのであれば、執筆も著作名義も市にあると解することも可能で しょう。必要に応じて、調査会参加者の名簿や報告書の執筆分担なども見つつ、判断することに なります。

Q36 文化財報告書の中に埋蔵文化財と仏像などの文化財の報告が混ざっています。切りわけは 不可能に近いです。どうすればいいでしょうか。

高田 名前は遺跡総覧ですが、文化財全般を登録してもいいことになっています。文化財に関係 していれば分野に関わらず登録可能です。

Q37 ほぼアップできる状態ですが、一部のページに権利関係などの問題がある場合、どうすればいいでしょうか。

高田 奈文研では、そのページだけを抜いて公開しています。

Q38 個人情報が入っている場合、どうすればいいでしょうか。

高田 プライバシー性が高い場合には、やはり一定の配慮が必要です。対処法としては墨塗りで つぶすなどが候補となります。文化財の情報を発信するために公開しているのであって、個人情 報を発信することが目的ではないので、個人情報は必須ではないでしょう。Q33と同じ対応が良 いと思います。

まとめ

野口(東京都) これまで都内の埋蔵文化財発掘調査報告書について、現状や問題点を把握する機 会を包括的に把握する機会がありませんでした。今回、民間調査組織の調査や都内特有の遺跡調 査会などの調査方式、過去の著作権についての課題と解決の方向性の議論が深まったと考えられ ます。

今後、都内自治体に成果を周知し、報告書の公開を進めていければと考えます。



文化財刊行物のデジタル公開の意見交換会の様子(2020年11月18日)

参考資料

発掘調査に関する協定書の著作権・ 電子データに関する部分の抜粋

事例1

(成果の公開)

第22条 乙が刊行された報告書の内容について電子化し公開することを、甲、丙は承諾するものとする。

事例2

(出土品の取り扱い)

第8条 文化財活用のため、発掘された出土品及び発掘調査成果品等に関する権利は、乙が有するとする。

- 2 甲及び丙は、出土品についての権利を放棄するものとする。
- 3 丙は、業務が完了したときには成果品として、出土品、発掘調査を記録した図面・写真類及び発掘調査報告書を乙に提出し、著作権等の法律的権利を放棄するものとする。

事例3(仕様書)

7. 調查成果品

(6) その他

著作権及び調査で必要に応じて作成したものは、○○教育委員会に帰属するものとする。

事例4

(出土品の取り扱い)

第6条 発掘された出土品の処置は、法令の定めるところにより措置を講じ、文化財活用のため、 乙が権利を有するものとする。

2 丙は、業務が完了したときは、発掘調査報告書を甲、乙に提出し、発掘調査を記録した図面・

写真類及び著作権等の法律的権利を放棄し、乙がその権利を有するものとする。

事例5

○○遺跡調査に関する協定書

東京都教育委員会(以下「甲」という)、事業局(以下「乙」という)と○市教育委員会(以下「丙」と いう)及び、△遺跡調査会(以下「丁」という)は遺跡調査完了後の事務事業の処理に関し、次の とおり、協定を締結する。

(出土品及び調査資料の取り扱い)

第1条 丁は遺跡調査の完了後、甲の指示により、出土品遺物については(指定場所1)及び調査 資料については(指定場所2)へ搬入し、丙はこれを保管するとともに、これを活用することがで きるものとする。

(調査報告書の取り扱い)

第2条 丁の作成した発掘調査報告書に関する事例は甲が処理するものとし、丁は調査報告書を 甲に引き継ぐものとする。

(業務関係文書の取り扱い)

第3条 丁が会務の執行にあたって調整した会計帳票その他の業務関係文書等は、乙が引継ぐも のとし、乙がこれを保管する。

(その他定めのない事項)

代表取締役4条 この協定の解釈について疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項に ついては、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁はそれぞれ記名押印のうえ 各自1通を保管する。

日付・記名・押印

『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について2』(報告)

平成29年9月25日

埋蔵文化財発掘調査体制等の 整備充実に関する調査研究委員会

文 化 庁

第2節 発掘調査報告書の利活用

1. 発掘調査報告書の利活用にあたっての課題

発掘調査報告書の利活用の前提

冒頭で述べたように、低精度PDFの公開により発掘調査報告書の潜在的な需要の高さが数値で把握され明確になった。

この結果を受けて、本報告では低精度PDFを利用した発掘調査報告書情報の積極的な公開が、その利活用を推進する上で効果的であることを示した。しかし、デジタルデータによる発掘調査報告書を含む発掘調査報告書の利活用にあたっては、次の点に留意する必要がある。

- ①著作権に係ること。
- ②低精度PDFの公開に係ること。

発掘調査報告書と著作権

発掘調査報告書を刊行する組織の専門職員が、職務として発掘調査報告書を作成した場合は、契約等に別段の定めがない限り、その職員は著作権を有しない。しかし、外部研究者等の執筆に係る部分は、原則としてその者が著作権を有することになる。写真等の画像についても、外部の者による撮影であって撮影者の創意工夫が入っており、著作権法第2条で規定されている著作物にあたる場合は、撮影者が著作権を有することになる。通常の場合、印刷物の発掘調査報告書への原稿掲載を前提に外部研究者等に執筆等の依頼を行うが、その許諾を得たものであっても、デジタル化をする場合は、別にデジタル化に係る複製権(著作権法第21条)と公衆送信権(著作権法第23条第1項)に関する許諾を得る必要がある。

複製権とは、作品の複写、録画・録音、印刷や写真にしたり、模写(書き写し)したりすること、スキャナ等による読み取りなどのことを指し、著作権法第30条~第47条で定める場合を除き、著作権者がその権利を占有することとされている。また、公衆送信権とは、インターネット等により、著作物を公衆向けに送信することに関する権利であり、公衆向けであれば、無線・有線を問わずあらゆる送信形態が対象とされている。

これらの権利は財産権に相当し、譲渡や相続の対象となるため、過去の発掘調査報告書をデジタル化する場合には、仮に執筆者が死亡していたとしても、その相続権者の許諾が必要になる場合がある。また、原稿依頼時に謝金を支払っていたとしても、当事者間において著作権譲渡が明確化されていない場合は、一般的には著作権が譲渡されたとはみなされないので注意を要する。

著作権等への対応

発掘調査報告書の執筆や掲載する写真の撮影等の一部を外部委託する場合は、著作権に 留意する必要がある。通常の場合,原稿等を外部に依頼する場合には,印刷物の発掘調査 報告書への掲載を前提とするため、重版する場合を除くとさほど著作権の問題は生じない が、先述したように、デジタル化を行う場合はそれに係る複製権と公衆送信権への対応が 必要になる。

こうした問題は、デジタル化の予定の有無に関わらず、原稿等を依頼する場合にあらか じめデジタル化に対する許諾(35頁 参考様式)を得ておくことによって解消される。

また、著作権以外にも個人情報の取扱いについても十分な配慮が必要となる。これは、 発掘調査報告書を作成する場合に限らず、過去の発掘調査報告書をデジタル化し、公開す る場合にも、個人情報が含まれていないか確認し、該当箇所を非公開とするなどの措置も 必要となる。

なお、過去に公刊した発掘調査報告書をデジタル化する場合は、現実的に短期間で全て の発掘調査報告書の権利関係を整理することは困難であるため、作業計画を定め、権利関 係に問題のない発掘調査報告書から進めることが重要となる(37頁 資料1)。

低精度PDFの公開に係る問題

低精度PDFは保存性や精度の点で要件を満たしていないため、印刷物の発掘調査報告 書の代わりになるものではなく、あくまでも「印刷物の発掘調査報告書の活用のための媒 体」である。また,すでに膨大な蓄積があり,今後とも増加し続ける発掘調査報告書情報 への入口にもなるものである。しかし、低精度PDFを作成し単にインターネット上で公 開するだけでは、次に述べるように、こうした役割を十分に果たすことはできない。

先述したように、印刷物の発掘調査報告書の多くは書誌コントロールがなされていない ため、入手が困難なだけでなく、刊行や所在の確認自体も困難な状況にある。このような 図書は灰色文献と呼ばれており、インターネット上での公開は、こうした灰色文献の解消 を図る目的もある。しかし、デジタルデータによる情報公開により、インターネットでは 検索することが困難な文献や、インターネット上でしか存在せず長期的なアクセス保証に 不安のある情報が多数生み出されるようになり、これらが新たな「灰色文献」になる危険 性も指摘されている。つまり、インターネット上での公開も、書誌情報のコントロールと 長期的なアクセスの保証が不可欠となる。

低精度PDFの公開にあたって留意する必要がある点は、次のとおりである。

- ①低精度 PDF 公開の周知:組織のホームページに低精度 PDF が公開されていること を周知するための工夫が必要となる。
- ②リンク切れ:組織のホームページでは、サーバの老朽化に伴い、機器更改した際、低 精度PDFを公開しているURLが変更され、アクセスできなくなり、公開の安定性 に欠ける場合があるので、固定URLを用いるなどの工夫が必要になる。

参考様式

著作物の電子化の許諾に関する覚書

(許諾の対象と内容)
第1条 下記の著作物の著作者(以下「甲」という。)は,(以
下「乙」という。)との間で、当該著作物(抄録・英文要約・キーワード等を含む。)
の電子化及びインターネットによる公開について、覚書を締結する。
著作物の表題:「」
原載(掲載紙・書籍): 『』
発行者:()
発行年月日:平成月日
(電子化の形式)
第2条 乙は、当該著作物を適切と考える形式で電子化することができる。
(電子化に伴う体裁の変更)
第3条 乙は、当該著作物の電子化に当たり、内容の変更を伴わない限りにおいて、体裁
の変更を行うことができる。
(公衆送信権の許諾)
第4条 乙は、電子化された当該著作物を、適切なシステムからインターネット上に公開
することができる。
(公開の撤回)
第5条 甲は、当該著作物の公開後、公開を撤回すべき事由等が生じたとき、書面(電子
メールを含む。以下同じ。)をもって、その旨を乙に申し入れるものとする。
(公開撤回申し出に対する回答)
第6条 乙は、上記書面を受け取ったときには、速やかに公開を停止するものとする。
(本覚書の変更など)
第7条 本覚書の内容に疑義や変更の必要が生じたときは、甲及び乙の双方が解決に向け、
誠実に協議を行うものとする。
平成年月日
甲
乙

資料 1

兵庫県における発掘調査報告書の著作権処理の事例

1. 経緯

兵庫県教育委員会文化財課は、過去に発掘調査報告書の電子公開を目指したが、著作権 に関する影響が懸念されたため、公開を見合わせていた。2016年度に著作権を確認し 段階的に公開した。

2. 方針

- ①著作権に問題のないもの(職員のみで作成した報告書)を優先的に公開する。
- ②外部執筆者で、連絡を取れる執筆者は順次許諾を取り、公開する。
- ③物故者や連絡が取れない執筆者には別途対応を検討する。

3. 具体的作業

- □STEP1 執筆者リストの作成 2016年8月~ 兵庫県が発行した兵庫県文化財調査報告485冊について、報告書ごとに編著者をリ スト化した。結果、2454名の執筆者リストが完成した。
- □STEP2 執筆者の切り分け 2016年10月~

2454名の執筆者リストのうち、1集~200集の1145名の執筆者に対し、内 部職員か外部執筆者か切り分けた。さらに外部執筆者でも当時の契約にて、権利処理可 能か区別した。また報告書内の図版類について公開に問題がないかチェックした。

- □STEP3 著作権に問題のない報告書の公開 2016年12月~ 1集~200集のうち、94冊が内部職員のみ、106冊が外部執筆者ありとなった。 この著作権に問題のない94冊に対し、第一弾公開として2016年12月に公開した。
- □STEP4 追加公開 2017年1月~ 201集~485集について、内部職員か外部執筆者か切り分ける。内部職員のみの 報告書を第二弾で公開する。
- □STEP5 外部執筆者への許諾 外部執筆者で、連絡を取れる執筆者は順次許諾を取り、公開する。
- □STEP6 孤児著作物への対応 物故者や連絡が取れない執筆者(孤児著作物)には別途対応を検討する。

奈良文化財研究所研究報告 第34冊 文化財と著作権

Issued on 31 March 2022

Edited and Published by Nara National Research Institute for Cultural Properties, (Independent Administrative Agency) National Institute for Cultural Heritage 2-9-1, Nijō -chō, Nara City, Nara Prefecture, Japan, #630-8577

発行日 2022年3月31日

編集 高田祐一(奈良文化財研究所) 表 紙 佐藤大介(株式会社サトウデザイン) 発行者 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所企画調整部 文化財情報研究室

〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1 印刷者 能登印刷株式会社 〒920-0855 石川県金沢市武蔵町7-10

ISBN: 978-4-909931-79-5

